

# 令和6年度第4回一関市子ども・子育て会議

日時：令和6年11月7日(木)

午後2時～午後4時

会場：一関保健センター 2階 栄養指導室

## 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 「一関市こども計画」の計画案について

(2) その他

4 その他

5 閉 会

# 一関市 こども計画

素案

令和6年10月時点

## 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 策定の背景と趣旨 .....	1
第2節 計画の位置づけ .....	2
第3節 他計画との関係 .....	2
第4節 計画期間 .....	3
第5節 計画の策定体制 .....	3
<b>第2章 子ども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>4</b>
第1節 統計データによる現状 .....	4
第2節 子育て支援サービスの状況 .....	12
第3節 アンケート調査結果の概要 .....	23
第4節 現行施策・事業の評価等 .....	47
第5節 本市の課題 .....	55
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>57</b>
第1節 基本理念 .....	57
第2節 基本目標 .....	57
第3節 施策体系 .....	58
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>59</b>
<b>第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量</b> .....	<b>79</b>
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>82</b>

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 策定の背景と趣旨

急速な少子化の進行に伴い、わが国では、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産むこどもの数）をみると、令和5年は1947年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となり、出生数は72万7,277人と過去最少になりました。その背景要因として、未婚化・晩婚化の進行、所得や雇用への不安や、仕事と子育てとの両立の難しさ、子育ての経済的・精神的負担感などが指摘されています。

国では、こういったこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、全てのこども若者を権利の主体として認識し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、すべてのこども若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やす②社会全体の構造や意識を変える③全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援することを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

一関市（以下「本市」という。）においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から「一関市子ども・子育て支援事業計画『いちのせき子育てプラン』」、令和2年度から「第二期一関市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子育てに喜びを感じ、家族の絆と地域で支え合うまちづくり」を基本理念とし、こどもと子育て世代を地域社会全体で支援し、未来を担う全てのこどもが幸せにかつ健やかに成長できる環境づくりや、保護者が子育てに喜びを感じ、子育てに夢や希望がもてるまちづくりを推進するため、各種取り組みを進めてきました。

このたび、「第二期一関市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、近年のこどもを取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、こども施策を総合的に推進するため、「こども基本法」に基づき「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援対策行動計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」「こども・若者計画」「子ども健全育成プラン」を一体化した「一関市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定いたします。

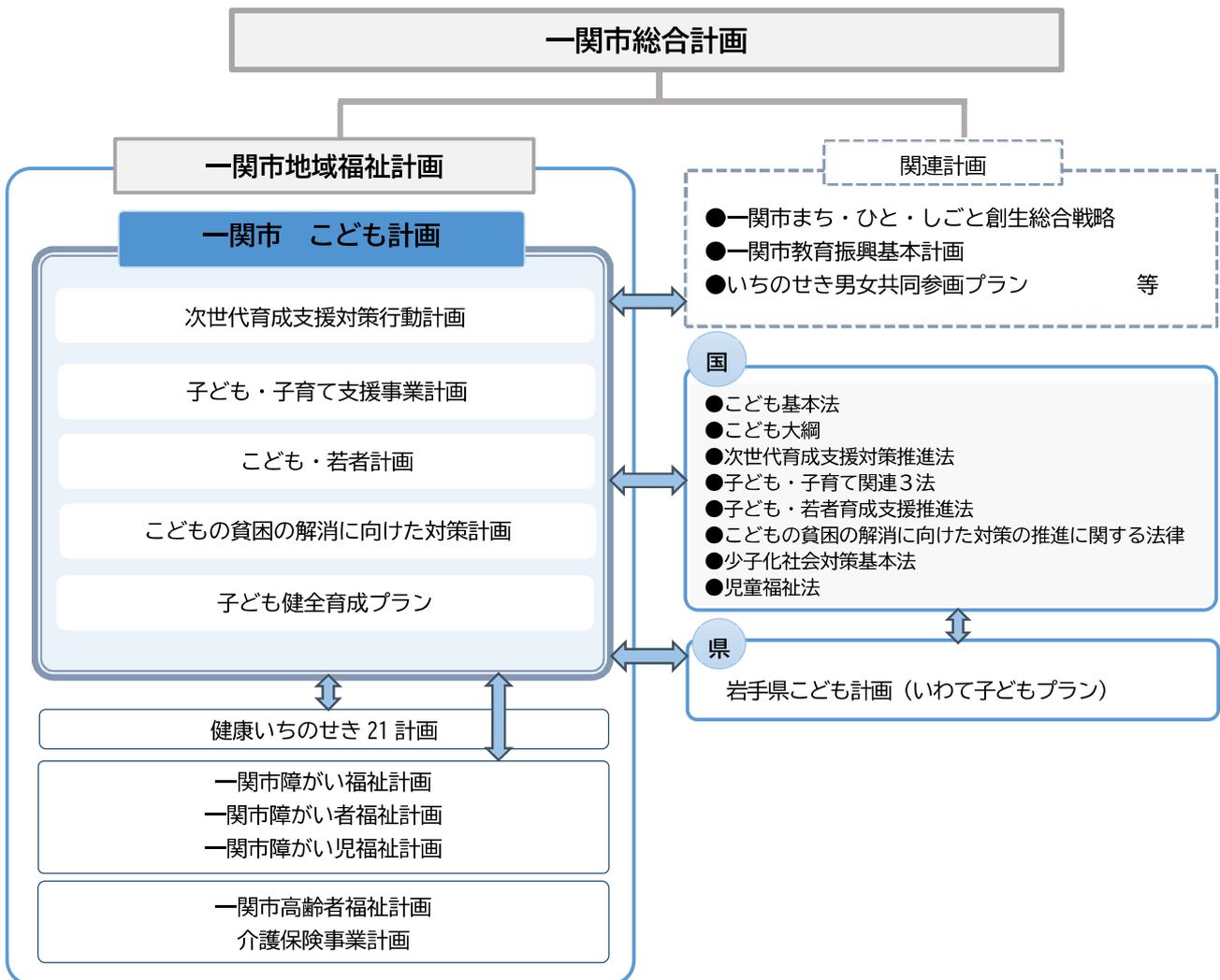
## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の「市町村こども計画」として位置づけ、また、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に定める「子ども・若者計画」、国が実施する「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえた行動計画「子ども健全育成プラン」を含むものとします。

## 第3節 他計画との関係

本市におけるまちづくりの最上位計画である「一関市総合計画」及び、福祉分野の上位計画である「一関市地域福祉計画」における個別計画と位置づけ、関連する個別計画との整合を図りながら、「こども大綱」及び「岩手県こども計画（いわて子どもプラン）」を勘案し、策定するものです。

### ■他計画との関係



## 第4節 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

## 第5節 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議

法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、保護者、事業従事者、関係団体代表、知識経験者などで構成する「一関市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

### (2) こども・若者、子育て当事者等の参画

#### ① アンケート調査の実施

就学前児童・小学生のこどもがいる保護者の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについてのニーズを把握するほか、こどもの置かれている状況・本人の意見を把握するため、小学5年生・中学2年生・16～17歳とその保護者、19～29歳の市民を対象に各種アンケート調査を実施し、結果を計画に反映しました。

#### ② こども・若者からの意見聴取

「こども基本法」第11条で、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられていることから、市内の小学生、中学生、高校生を対象にこどもの意見聴取イベントを開催しました。

### (4) パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和●年●月●日から●月●日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

## 第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題

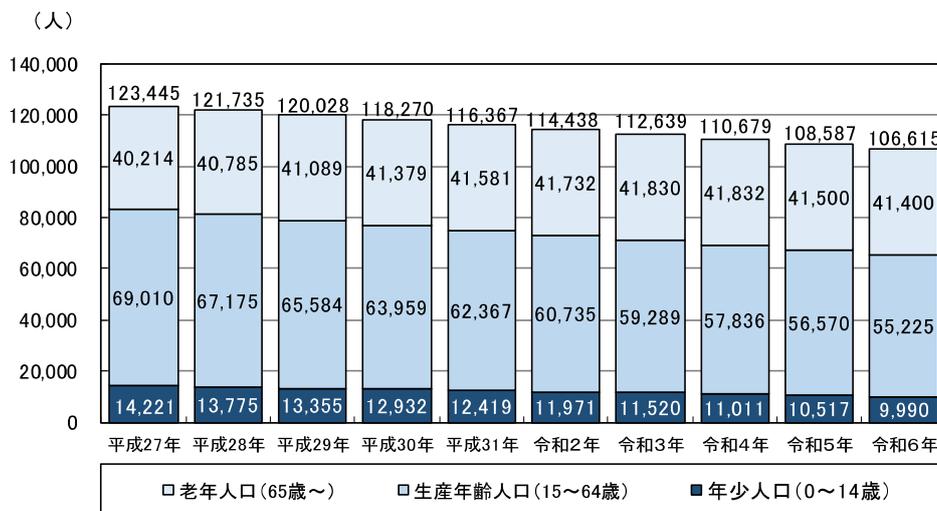
### 第1節 統計データによる現状

#### 1 人口・世帯の状況

##### (1) 人口の状況

本市の人口は平成27年以降、減少し続けています。平成27年以降老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。

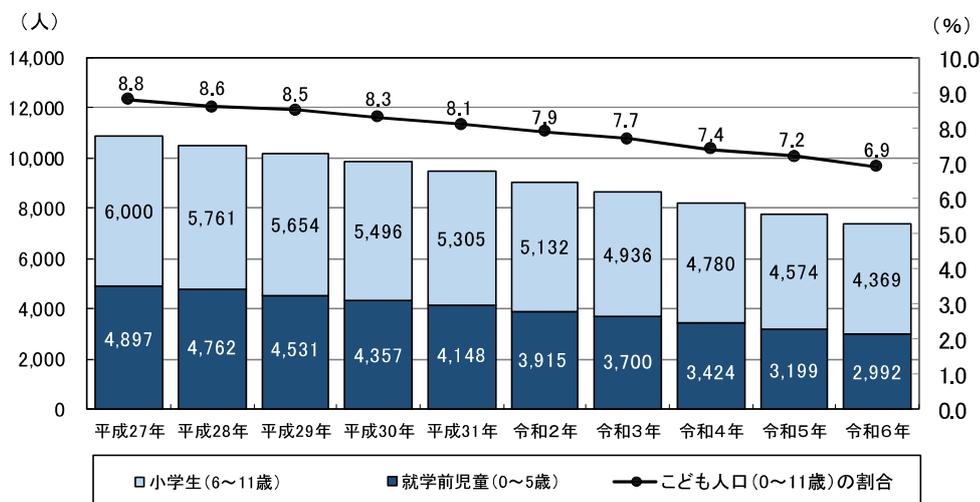
##### ■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

また、平成27年以降のこども人口（就学前児童及び小学生）の減少割合が、当市の総人口の減少割合よりも大きいことから、総人口に対するこども人口（0～11歳）の割合は低下を続け、令和6年には6.9%となっています。

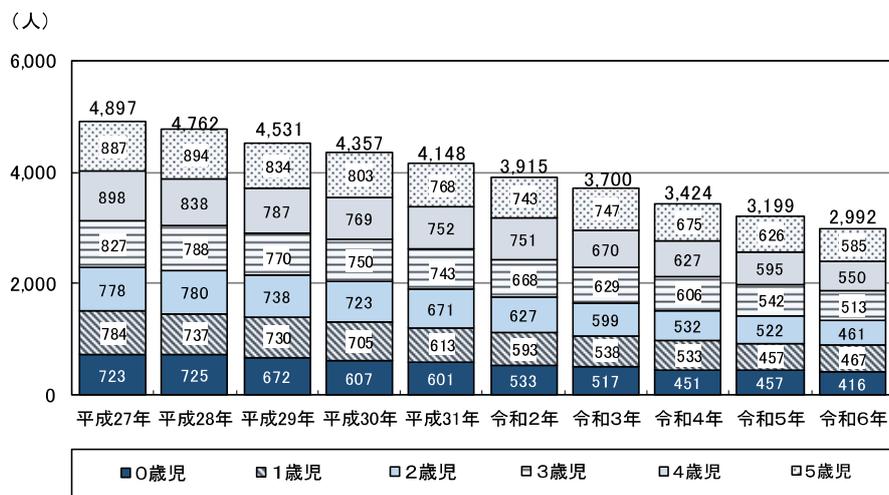
##### ■こども人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、平成27年から令和6年にかけていずれの年齢も300人以上減少し、全体では1,905人減少しています。

■0～5歳児の人口推移

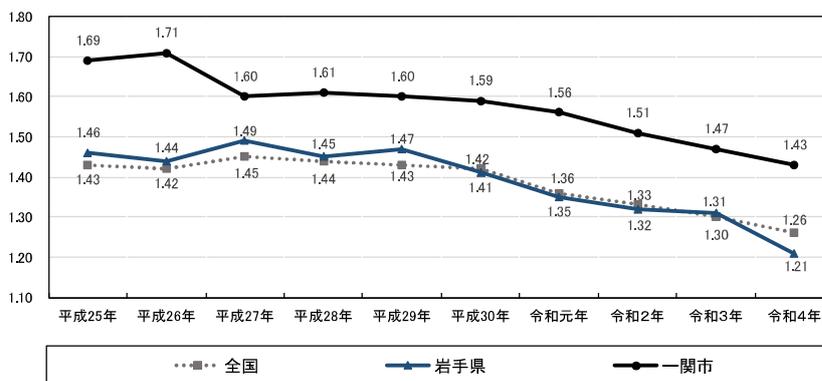


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 合計特殊出生率の状況

当市の合計特殊出生率は、全国・県を上回った水準で推移していますが、平成27年に大きく落ち込み、その後も減少傾向で推移しています。

■合計特殊出生率の推移

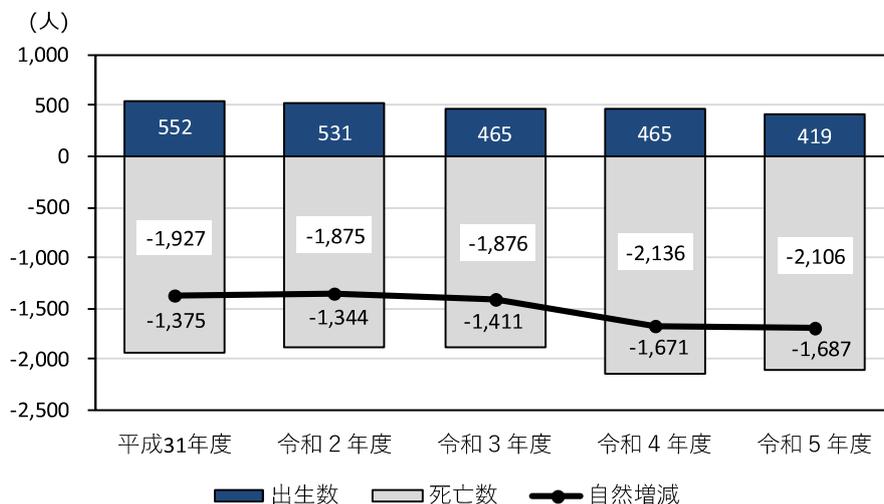


資料：保健福祉年報

### (3) 人口動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和5年度は2,106人のマイナスとなっています。

#### ■出生数及び死亡数の推移

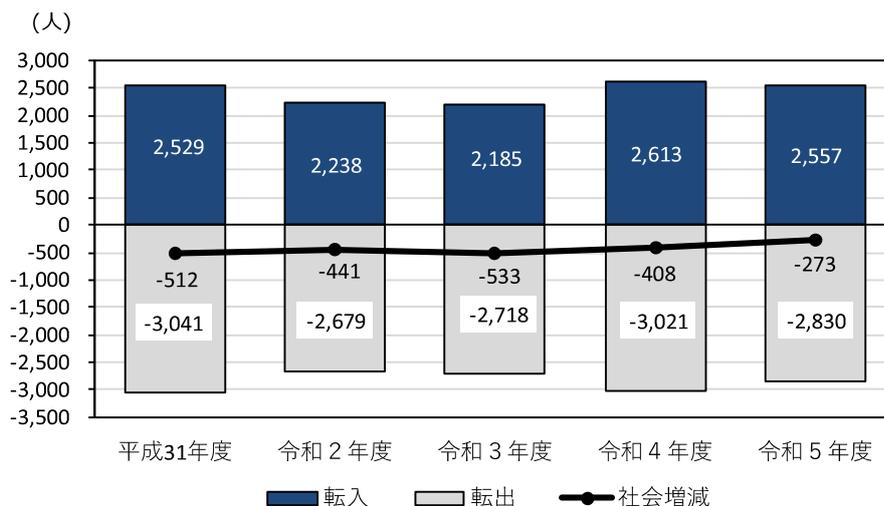


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

### (4) 社会動態の推移

社会動態（転入・転出による人口動態）についても、マイナスで推移していますが、増減を繰り返しており、令和5年度は273人のマイナスとなっています。

#### ■転入者数及び転出者数の推移

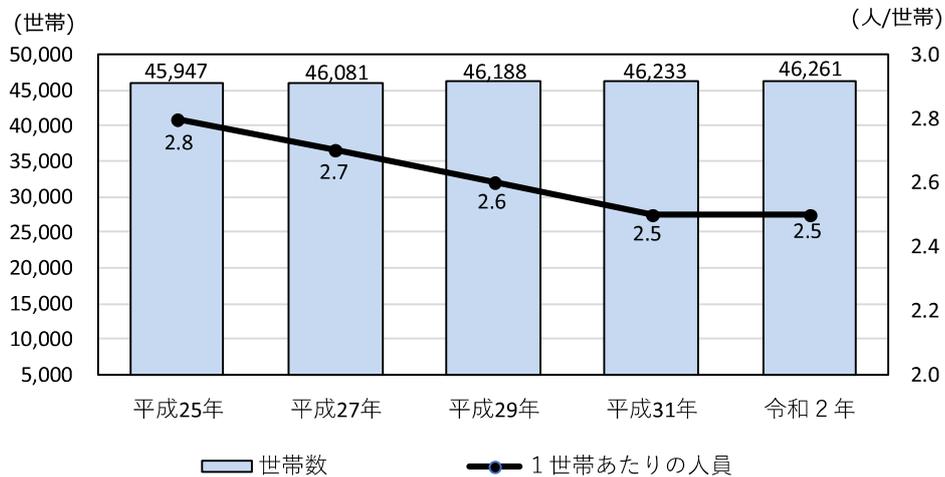


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## (5) 世帯の状況

平成 25 年から令和 2 年の世帯数の推移をみると、増加傾向にあります。1 世帯あたり人数は減少傾向にあります。

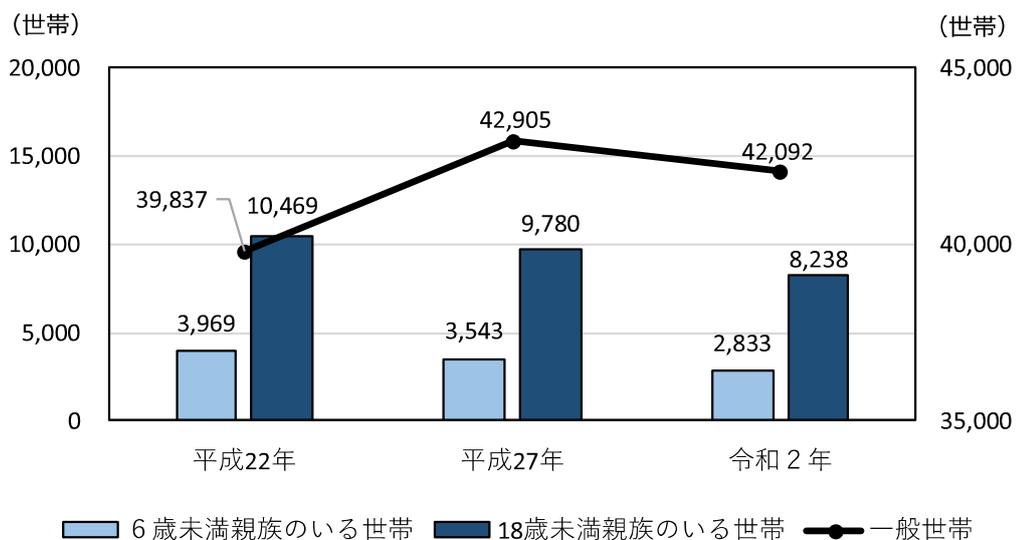
### ■世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

平成 22 年から令和 2 年の子育て世帯の世帯数の推移をみると、一般世帯は平成 27 年、令和 2 年は 4 万世帯を超えており、6 歳未満親族のいる世帯、18 歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

### ■子育て世帯（18 歳未満の子どもがいる世帯）の世帯数の推移



資料：国勢調査

## (6) 結婚の状況

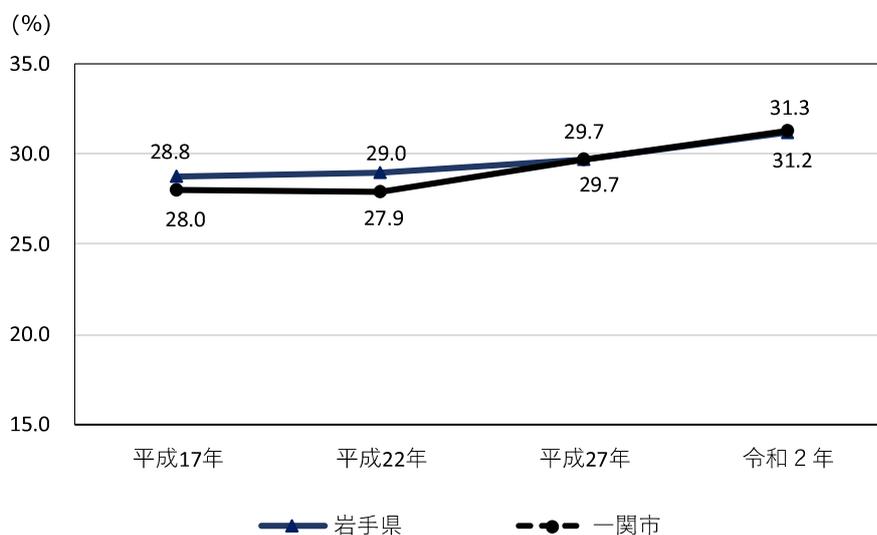
当市の未婚率は、男性・女性ともに増加傾向となっています。

### ■未婚率の状況

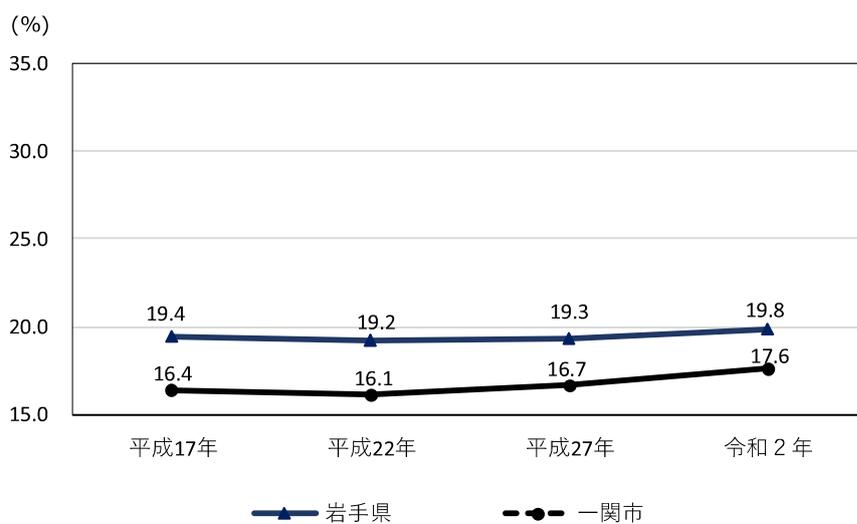
		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男性	岩手県	28.8	29.0	29.7	31.2
	一関市	28.0	27.9	29.7	31.3
女性	岩手県	19.4	19.2	19.3	19.8
	一関市	16.4	16.1	16.7	17.6

資料：国勢調査

### ■男性未婚率



### ■女性未婚率



婚姻件数は、令和4年では255件と平成30年より116件減少しています。離婚件数は令和3年を除き横ばいで推移しており、令和4年では146件となっています。

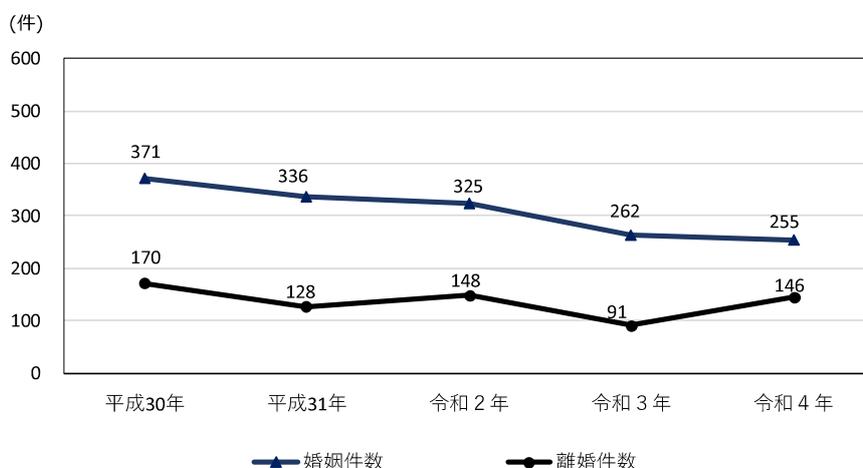
婚姻率は国・県・市ともに減少傾向となっており、平成30～令和4年にかけて本市の離婚率は国・県を下回った水準で推移しています。

### ■婚姻・離婚件数の推移

単位：件

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
婚姻件数	371	336	325	262	255
離婚件数	170	128	148	91	146

資料：保健福祉年報（各年10月1日現在）



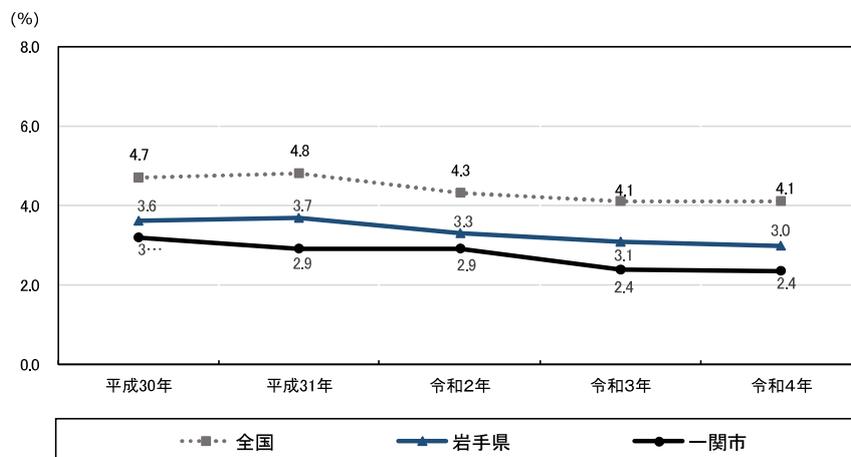
### ■婚姻率の推移

単位：%

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1
岩手県	3.6	3.7	3.3	3.1	3.0
一関市	3.2	2.9	2.9	2.4	2.4

※婚姻率＝年間婚姻届出件数÷総人口×1,000

資料：保健福祉年報（各年10月1日現在）

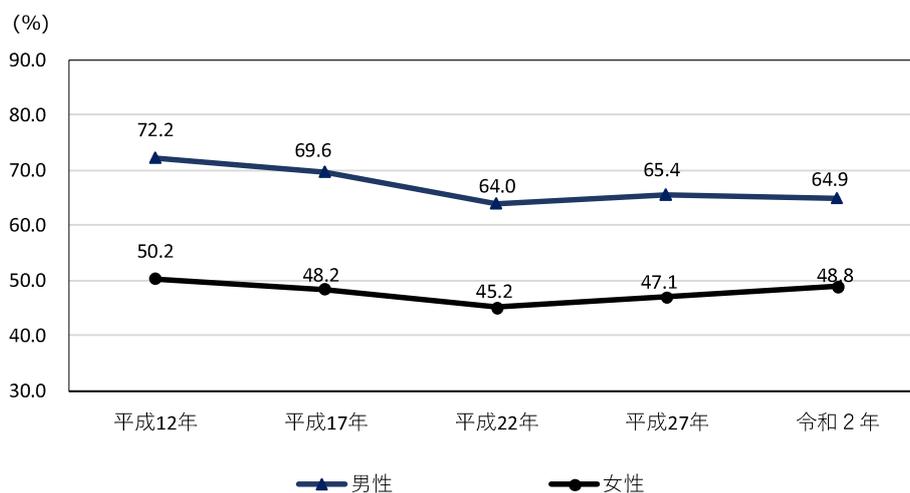


## 2 女性の就労状況

### (1) 就業率と労働力率の状況

当市の15歳以上の就業率をみると、就業率は男性は平成22年から、女性は平成17年から横ばいで推移しています。

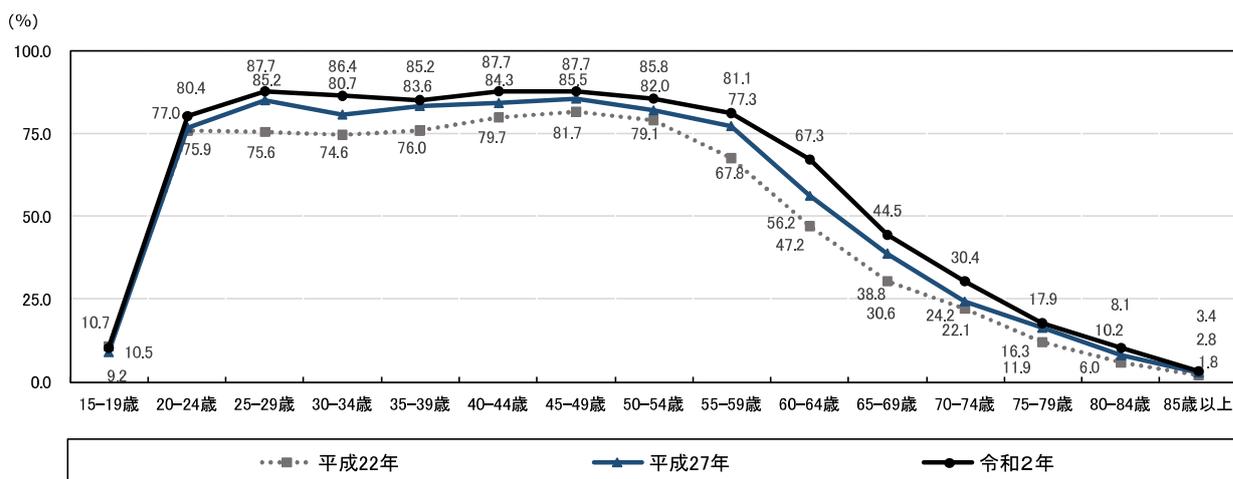
#### ■男女別就業率の推移（15歳以上）



資料：国勢調査

女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加することで、グラフ化した際にMの曲線になることから「M字カーブ」を描くといわれますが、本市においては、極端な「M字カーブ」はみられず台形に近い形となっています。

#### ■女性の年齢別労働力率



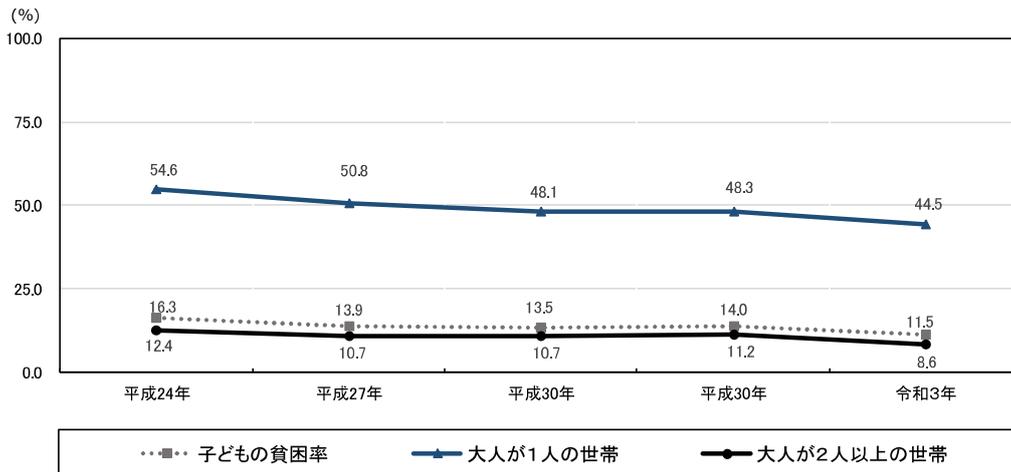
資料：国勢調査

### 3 こどもの貧困をめぐる状況

#### (1) こどもの貧困率

全国の「こどもの貧困率」※は、減少傾向で推移しており、令和3年には11.5%となっています。

こどもがいる現役世帯※のうち、「大人が1人」の世帯の貧困率は44.5%と、「大人が2人以上」の世帯の8.6%に比べて高い水準となっています。



資料：厚生労働省 令和3年国民生活基礎調査

#### ※こどもの貧困率

- ・貧困率（相対的貧困率）は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいい、こどもの貧困率は、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいいます。
- ・貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料を除いたもの）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいい、平成30年の貧困線は127万円となっています。

#### ※こどもがいる現役世帯

- ・世帯主が18歳以上65歳未満でこどもがいる世帯をいいます

## 第2節 子育て支援サービスの状況

### 1 保育サービス等の現状

#### (1) 幼稚園・保育所・認定こども園

令和6年4月1日現在の就学前児童数は2,998人で、幼稚園の入園児童数は163人、認可保育所の入所児童数は534人、認定こども園の入所児童数は保育認定が1,477人、教育認定が266人、認可外保育施設、事業所内保育所の入所児童数は58人、地域型保育事業の入所児童数63人(2.0%)となっています。年齢別の入園率は、0歳は32.4%、1～2歳では8割以上、3歳児以上は9割以上を占めています。

#### ■幼稚園・保育所の入所・入園状況等

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
就学前児童数	410	463	465	524	546	590	2,998
入所児童数 (入園率)	133 (32.4%)	384 (82.9%)	396 (85.2%)	512 (97.7%)	548 (100.3%)	588 (99.7%)	2,561 (85.4%)
幼稚園(10か所)			2	45	52	64	163
認可保育所 (22か所)	24	83	93	103	113	118	534
認定こども園 (13か所) 保育認定	93	246	266	282	292	298	1,477
認定こども園 (13か所) 教育認定			4	73	85	104	266
認可外保育施設、 事業所内保育所 (6か所)	8	23	9	8	6	4	58
へき地保育所 (1か所)							
児童館(保育型) (1か所)							
地域型保育事業 (10か所)	8	32	22	1			63

資料：就学前児童数：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

認可保育所及び幼稚園の児童数は、令和2年度以降、就学前児童数の減少や認定こども園の整備に伴い減少し続け、令和5年度には、児童数が認可保育所では682人、幼稚園では189人となっています。認定こども園の児童数は、横ばいで推移しており、令和5年度には1,677人となっています。

■認可保育所の入所児童数の推移

単位：人

	就学前児童数	定員	入所児童数				計
			0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	
令和2年度	3,899	1,285	64	351	193	441	1,049
令和3年度	3,695	1,235	45	317	186	366	914
令和4年度	3,414	1,175	38	264	162	330	794
令和5年度	3,201	960	32	208	137	305	682

資料：就学前児童数：住民基本台帳（令和6年4月1現在）  
入所児童数：児童保育課調べ（各年5月1日現在）

■幼稚園の入園児童数の推移

単位：人

	就学前児童数	定員	入園児童数				計
			2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
令和2年度	3,899	820	2	65	112	121	300
令和3年度	3,695	645	1	72	75	112	260
令和4年度	3,414	645	1	65	71	77	214
令和5年度	3,201	395	0	50	68	71	189

資料：就学前児童数：住民基本台帳（令和6年4月1現在）  
入所児童数：児童保育課調べ（各年5月1日現在）

■認定こども園の入園児童数の推移

単位：人

	就学前児童数	定員	入園児童数				計
			0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	
令和2年度	3,899	2,016	77	452	383	803	1,715
令和3年度	3,695	2,081	61	458	345	835	1,699
令和4年度	3,414	2,156	75	460	366	804	1,705
令和5年度	3,201	2,166	86	482	346	763	1,677

資料：就学前児童数：住民基本台帳（令和6年4月1現在）  
入所児童数：児童保育課調べ（各年5月1日現在）

## (2) 子育て支援事業

多様な保育ニーズに対応するため、保育事業の充実を図っており、令和5年度の実施か所は、延長保育事業では33か所、一時預かり事業は13か所、休日保育事業は2か所となっています。

### ■子育て支援事業の実施状況

単位：人、か所

	延長保育事業		一時預かり事業		休日保育事業		病後児保育事業	
	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者
令和元年度	33	849	12	484	1	302	0	0
令和2年度	34	893	12	374	1	317	0	0
令和3年度	29	734	16	545	1	253	0	0
令和4年度	29	761	11	399	2	240	0	0
令和5年度	33	756	13	508	2	188	0	0

資料：就学前児童数：児童保育課調べ（各年度末時点）

## (3) 子育て短期支援事業

当市では、保護者が疾病及び仕事等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合に、ショートステイ事業（7日以内の利用）、仕事等の都合で恒常的に児童の生活指導や夕食の賄い等を行うことが困難な場合に、トワイライトステイ事業（1か月以内の利用）といった事業を実施しています。令和5年度のショートステイ事業の利用実人数は9人で、延べ利用日数は64日となっています。トワイライトステイ事業の利用実績はありませんでした。

### ■子育て短期支援事業の利用状況

	ショートステイ事業		トワイライトステイ事業	
	利用実人数	延べ利用日数	利用実人数	延べ利用日数
令和元年度	9	44	0	0
令和2年度	5	33	0	0
令和3年度	6	35	0	0
令和4年度	7	51	0	0
令和5年度	9	64	0	0

資料：こども家庭課調べ（各年度末時点）

## 2 こどもの健全育成

### (1) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

#### ①放課後児童クラブ

共働き家庭など留守家庭の小学生を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場として、市内 21 か所に放課後児童クラブが設置され、1,351 人の児童が登録、利用しています。

#### ■放課後児童クラブの登録人数

単位：人

クラブ名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	待機児童
ひまわりクラブ	0	11	9	6	6	5	37	0
わかばクラブ	40	37	22	11	0	0	110	0
はしわクラブ	44	35	29	14	0	0	122	0
こぼとクラブ	18	20	19	23	13	15	108	0
萩の子クラブ	26	17	16	14	4	9	86	0
赤萩クラブ	31	31	38	20	14	12	146	0
滝沢児童クラブ	13	10	17	7	6	6	59	0
くまの子クラブ	21	9	18	8	7	8	71	0
舞川児童クラブ	2	5	5	2	3	3	20	0
敵美児童クラブ	7	10	3	4	7	4	35	0
放課後児童クラブ waninaru	11	21	11	7	2	1	53	0
花泉児童クラブ	29	40	27	18	14	7	135	0
放課後児童クラブ はずみの里	6	5	9	9	5	3	37	0
大東児童クラブ	15	16	13	12	4	4	64	0
千厩児童クラブ	23	23	15	16	9	11	97	0
千厩学童クラブ	9	6	7	2	3	1	28	0
東山児童クラブ	11	7	9	4	2	0	33	0
室根児童クラブ	6	10	6	4	4	6	36	0
川崎児童クラブ	9	7	7	8	5	0	36	0
ふじっ子学童クラブ	8	9	3	3	0	2	25	0
きのみっこクラブ	1	6	2	0	4	0	13	0
合 計	330	335	285	192	112	97	1,351	0

資料：児童保育課調べ（令和6年5月1現在）

■放課後児童クラブの登録人数の推移

単位：人

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
令和2年度	312	289	225	152	81	51	1,110
令和3年度	311	304	246	158	95	48	1,162
令和4年度	321	293	258	183	104	61	1,220
令和5年度	340	317	261	177	129	59	1,283

資料：児童保育課調べ（各年5月1日現在）

②放課後子ども教室

全てのこどもたちを対象に、放課後に地域の方々の参画を得て、学習や文化芸術活動、地域交流活動等を行う安全・安心なこどもの活動拠点として、市内16か所に放課後子ども教室が設置され、888人の児童が登録、利用しています。

■放課後子ども教室の登録人数

単位：人

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
やまのめ放課後子ども教室	13	11	17	13	11	23	88
あこおぎ子ども広場	36	45	33	28	35	26	203
中里放課後子ども教室	24	20	26	20	21	9	120
滝っこひろば	12	13	10	11	12	14	72
じきょうっ子広場	2	1	1	2	1	0	7
ながい子ども教室	3	1	6	2	3	2	17
わくわく広場	4	7	5	1	1	5	23
花泉子ども教室	2	0	4	3	3	0	12
日形子ども教室	2	1	0	2	1	3	9
かざわっ子クラブ	7	8	5	9	1	3	33
めめててキッズ	21	12	12	10	3	8	66
大原地区放課後子ども教室	9	16	10	8	8	10	61
興田地区放課後子ども教室	6	10	6	8	2	4	36
猿沢地区放課後子ども教室	6	7	6	9	4	9	41
ハッピースマイル東山	14	10	7	13	9	1	54
室根放課後子ども教室	8	5	15	9	7	2	46
合計	169	167	163	148	122	119	888

資料：児童保育課調べ（各年5月1日現在）

■放課後子ども教室の登録人数の推移

単位：人

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
令和元年度	180	213	209	224	163	147	1,136
令和2年度	189	190	211	188	192	128	1,098
令和3年度	175	201	186	211	156	168	1,097
令和4年度	187	181	187	175	183	133	1,046
令和5年度	169	167	163	148	122	119	888

資料：放課後子ども教室事業報告書（各年2月末現在）

※放課後児童クラブと放課後子ども教室の違い

	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	放課後子ども教室 (放課後子ども教室推進事業)
根拠法	【厚生労働省】 児童福祉法第6条の3第2項	【文部科学省】 社会教育法に基づく社会教育事業
実施場所	専用施設、小学校の余裕教室等	市民センター、市スポーツ施設、学校
開設時間 ・日数等	条例（正午～18：00、日曜日・祝日は休所） 原則、長期休業を含む年間250日以上で、 休業日（長期休業期間等）8時間以上、放 課後3時間以上	開設日数の規定なし ※年間30日～215日、平均86日
定員	1支援の単位は、おおむね40人以下	定めなし
指導者	放課後児童支援員等（専任） （1支援の単位当たり2人以上）	指導員（地域の協力者等、資格を問わない ボランティア）※必要数の定めなし
設備要件	専用区画面積・児童1人につきおおむね 1.65㎡以上	定めなし
利用料金	利用料7,000～8,000円/月、 時間延長100円/回、 おやつ代800～2,000円/月、暖房代等	無料 ※教材費・保険料等は実費徴収
児童引渡し	保護者へ直接	安全に帰宅できる時間での終了が原則
その他	集団生活が可能ない障がい児についても利用を認めており、障がい児の受入は、増加して います。	

※放課後等デイサービスを利用する児童も増えています。

放課後等デイサービスとは、就学児を対象とし、放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のための訓練等を行い、障がいのある児童の放課後等の居場所の確保を図るものです。（放課後等デイサービス等の児童通所支援施設は、●ページを参照）

## (2) 児童相談等の状況

家庭児童相談室における児童に係る相談件数の状況をみると、令和5年度は5,625件となり、令和3年度より1,552件増加しています。相談内容は、児童虐待を含む養護相談が5,080件と約9割を占めており、核家族化の進行や家族類型の多様化、地域の養育力の低下等による育児不安の大きさがうかがえます。また、不登校やぐ犯行為の相談も多くなっています。

### ■種目別相談件数の状況

単位：件

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	児童虐待	2,291	3,346	3,496
	その他	1,385	1,422	1,584
保健相談		0	0	15
障害相談	肢体不自由	0	0	0
	視聴覚障害	0	0	0
	言語発達相談	0	0	0
	重症心身障害	0	0	0
	知的障害	0	0	0
	発達障害	0	10	40
非行相談	ぐ犯行為	0	52	160
	無法行為等	0	0	0
育成相談	性格・行動	25	13	12
	不登校	157	195	241
	適正	0	0	0
	育児・しつけ	8	27	77
その他		207	204	0
計		4,073	5,269	5,625

資料：要保護児童対策地域協議会代表者会議資料「家庭児童相談室相談状況」（各年度末時点）

### ■虐待者の状況

単位：人

	実母	実父	継母	継父	同居人	その他	合計
令和3年度	20	24	0	2	5	0	51
令和4年度	10	26	0	3	2	0	41
令和5年度	50	10	0	1	0	4	65

資料：要保護児童対策地域協議会代表者会議資料「家庭児童相談室相談状況」（各年度末時点）

### 3 母子保健事業等の現状

#### (1) 母子保健事業の状況

当市の母子保健事業は、医療と福祉対策を関連付け、これまでも、妊娠から出産・育児等、就学前の保健について一貫して行っておりますが、令和4年では乳児死亡率が6.8%となっております。全国的にも乳児死亡率は減少傾向にありますが、引き続き、これまで以上に関係機関との連携のもと、相談・指導体制の充実を図っていく必要があります。

#### ■乳児死亡数・死亡率の推移

単位：人

	全国		岩手県		一関市	
	実数	率	実数	率	実数	率
平成30年	1,748	1.9	23	3.0	1	1.6
令和元年	1,654	1.9	15	2.2	2	3.6
令和2年	1,512	1.8	8	1.2	-	-
令和3年	1,399	1.7	10	1.5	-	-
令和4年	1,356	1.8	15	3.6	3	6.8

資料：保健福祉年報（各年10月1日現在）

#### ①母子等相談件数の状況

妊婦の健康管理や乳幼児の健全な発育・発達を支援するため、各種健診・相談事業、育児支援の教室等を開設しています。令和5年度の相談件数は1,938件となっており、産婦の相談が557件、次いで乳児が527件となっています。

#### ■母子等相談件数の状況

単位：件

	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	合計
令和元年度	635	576	726	427	22	2,386
令和2年度	589	539	695	398	11	2,232
令和3年度	515	502	649	390	13	2,069
令和4年度	517	575	592	347	36	2,067
令和5年度	443	557	527	393	18	1,938

資料：こども家庭課調べ（各年度末時点）

## (2) 障がい児療育事業の状況

### ①発達支援相談

発達に関する支援が必要なこどもに対し「発達支援相談」において、適切な支援方針を検討し、健全な発育・発達への支援や障がいの早期発見・早期療養への支援を行うとともに保護者が安心して育児ができるよう支援しています。

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とするこどもへの園及び学校における指導を支援するため、特別支援コーディネーターや保健師等による巡回相談、専門家チームによる相談会などを実施しています。

#### ■発達支援相談の状況

単位：回、人

	実施回数	相談者数
令和元年度	66	142
令和2年度	59	117
令和3年度	71	137
令和4年度	72	127
令和5年度	67	107

資料：乳幼児発達支援相談事業

#### ■巡回相談・専門家チーム相談会の実施状況

単位：人

	対象児童・生徒			巡回相談実施園等			専門家チーム相談会		
	幼児期	小学校	中学校	幼児期	小学校	中学校	幼児期	小学校	中学校
令和元年度	668	782	198	62	28	16	-	109	23
令和2年度	668	857	223	62	28	16	-	109	26
令和3年度	592	794	245	62	28	16	-	107	28
令和4年度	615	771	270	61	27	16	-	88	18
令和5年度	581	675	263	56	21	14	-	86	23

資料：特別支援教育推進事業

## ②かるがも教室（児童発達支援事業）

心身の発達に何らかの支援を必要とする幼児を対象として、日常生活の基本的動作を習得し、集団生活に適應できるよう、それぞれの発達に応じて個別及び小集団での指導・支援を行い、その健やかな成長・発達を促します。当市が設置しているかるがも教室の利用者数は、令和5年度は一関教室で45人、千厩教室で36人となっています。

### ■かるがも教室利用者の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一関教室	39	38	36	41	45
千厩教室	34	36	36	36	36

資料：こども家庭課調べ（各年度末時点）

### ■かるがも教室実入所者の内訳

単位：人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
在園児	0	0	7	20	28	23	78
在宅児	0	0	1	1	0	1	3
計	0	0	8	21	28	24	81

資料：こども家庭課調べ（令和5年度実績）

### （参考）児童通所支援施設

地域	施設名	設置（経営）主体	施設種別
一関	一関市かるがも教室	一関市	児童発達支援
	i i 療育センターコッコ ハンズ	特定非営利活動法人レスパイ トハウス・ハンズ	児童発達支援・放課後等デイサー ビス
	リトルハンズ		放課後等デイサービス
	いっすね笹谷事業所	特定非営利活動法人子育て支援 いっすね	児童発達支援・放課後等デイサー ビス・保育所等訪問支援
	いっすね宮下事業所		放課後等デイサービス・保育所等 訪問 支
	あふたーすくーる・ にじいろ	一般社団法人 Piece of happiness	放課後等デイサービス
	あふたーすくーる・そらいろ		放課後等デイサービス
	Harmony 一関	一般社団法人青葉の杜	放課後等デイサービス
	こばんはうすさくら 一関狐禅寺教室	株式会社スマイル プロジェクト	児童発達支援・放課後等デイサー ビス
千厩	一関市かるがも 千厩教室	一関市	児童発達支援
	リトル・ピース	特定非営利活動法人 響生	放課後等デイサービス

資料：こども家庭課調べ（令和●年●月●日現在）

### ③音楽療法等

障がい児の体力増強、交流及び創作的・療育的活動に対する意欲を助長するためのサービスを提供します。令和5年度の参加者数は、社会福祉法人平成会で122人（開催回数：12回）、特定非営利活動法人レスパイトハウスハンズで151人（開催回数：30回）、さくら会で130人（開催回数：10回）となっています。

#### ■音楽療法等参加の状況

単位：回、人

	社会福祉法人 平成会		社会福祉法人 ふじの美会		特定非営利活動法人 レスパイトハウスハンズ		さくら会		愛育会	
	開催回数	延べ参加者	開催回数	延べ参加者	開催回数	延べ参加者	開催回数	延べ参加者	開催回数	延べ参加者
令和元年度	12	116	22	210	23	90	-	-	-	-
令和2年度	11	146	-	-	33	109	4	48	5	43
令和3年度	-	-	-	-	12	53	5	72	7	38
令和4年度	-	-	-	-	27	147	2	47	-	-
令和5年度	12	122	-	-	30	151	10	130	-	-

資料：音楽療法等事業（年度末時点）

### ④幼児ことばの教室相談・通級等

言語に障がいのある幼児に、個々の言語機能障害の状態を改善することを目的に、「幼児ことばの教室」を実施しています。山目小学校教室は昭和63年度、南小学校教室は平成14年度に開設し、平成18年度から千厩小学校教室を開設しています。令和5年度の相談総数は60人となっています。

#### ■幼児ことばの教室相談・通級等の状況

単位：人

	相談総数	通級	相談のみ	待機
山目小学校	22	19	3	0
南小学校	24	24	0	0
千厩小学校	14	11	2	1
総数	60	54	5	1

資料：幼児ことばの教室事業（令和5年度実績）

#### ■幼児ことばの教室相談総数（経年比較）

単位：人

	山目小学校	南小学校	千厩小学校	総数
令和元年度	28	13	23	64
令和2年度	30	12	21	63
令和3年度	21	16	14	51
令和4年度	30	13	19	62
令和5年度	22	24	14	60

資料：幼児ことばの教室事業（令和5年度実績）

## 第3節 アンケート調査結果の概要

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の目的

市では、「第2期子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～）に基づき様々な子育て支援事業に取り組んでいるが、このたび「こども大綱」を勘案し令和7年度を始期とする「一関市こども計画」を策定するにあたり、基礎資料収集のため以下の調査を実施しました。

#### (2) 調査の種類

##### ① ニーズ調査

こども子育て支援に関するニーズ、教育・保育及び地域の子育て支援等の量の見込み等を把握するもの

##### ② こどもの生活に関する実態調査（貧困実態調査）

子育て世帯の生活実態と課題及びそれらに対する支援ニーズを把握するもの

##### ③ こども・若者調査

市の施策に当事者の意見を反映させることを目的に、こども・若者の意見を幅広く聴取するもの

#### (3) 有効回収数（率）

調査種別	対象者	配布数	有効回収数（率）	マッチングができた世帯（率）※2
①ニーズ調査	就学前児童の保護者	1,200件	455件（37.9%）	
	小学生の保護者	1,191件	546件（45.8%）	-
②こどもの生活に関する実態調査※1	小学5年生	768件	467件（60.8%）	252件(32.8%)
	小学5年生保護者	768件	318件（41.4%）	
	中学2年生	829件	527件（63.6%）	273件(32.9%)
	中学2年生保護者	829件	333件（40.2%）	
	16～17歳	952件	198件（20.8%）	159件(16.7%)
	16～17歳保護者	952件	256件（26.9%）	
③こども・若者調査※1	小学5年生	768件	467件（60.8%）	-
	中学2年生	829件	527件（63.6%）	-
	16～17歳	952件	198件（20.8%）	-
	19～29歳	1,000件	223件（22.3%）	-

※1 小学5年生、中学2年生、16～17歳に関しては、②③調査を同一の調査票内で実施

※2 保護者とその児童・生徒について双方の調査結果を回収し、親子と判別することができた世帯親子に共通のID番号を付与、調査時に各自がID番号を入力する方法により親子の判別（回答の紐づけ）を実施

#### (4) 調査方法

① ニーズ調査：

就学前児童の保護者：郵送による調査依頼から入力フォーム誘導

小学生の保護者：学校経由のメール配信から入力フォーム誘導

② こどもの生活に関する実態調査、③こども・若者調査：

小5・中2及びその保護者：学校経由のメール配信とプリント配布による調査依頼から入力フォーム誘導

16～17歳とその保護者・19～29歳：郵送による調査依頼から入力フォーム誘導

#### (5) 調査期間

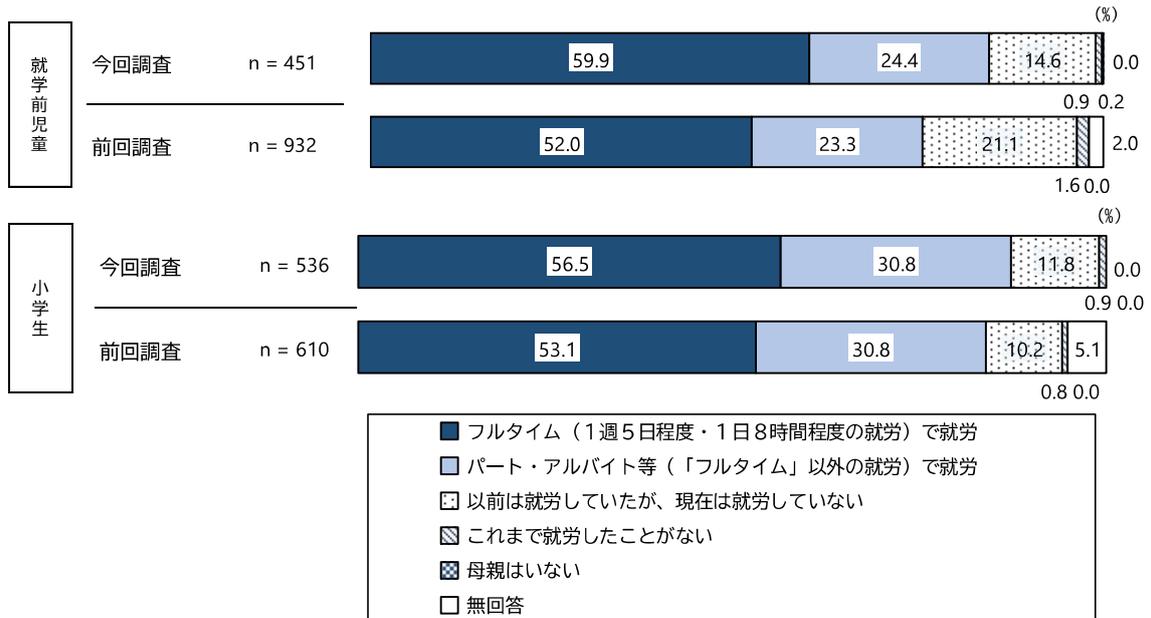
令和6年5月20日（月）から令和6年5月31日（金）まで

## 2 調査結果（ニーズ調査）

### (1) 保護者の就労状況について

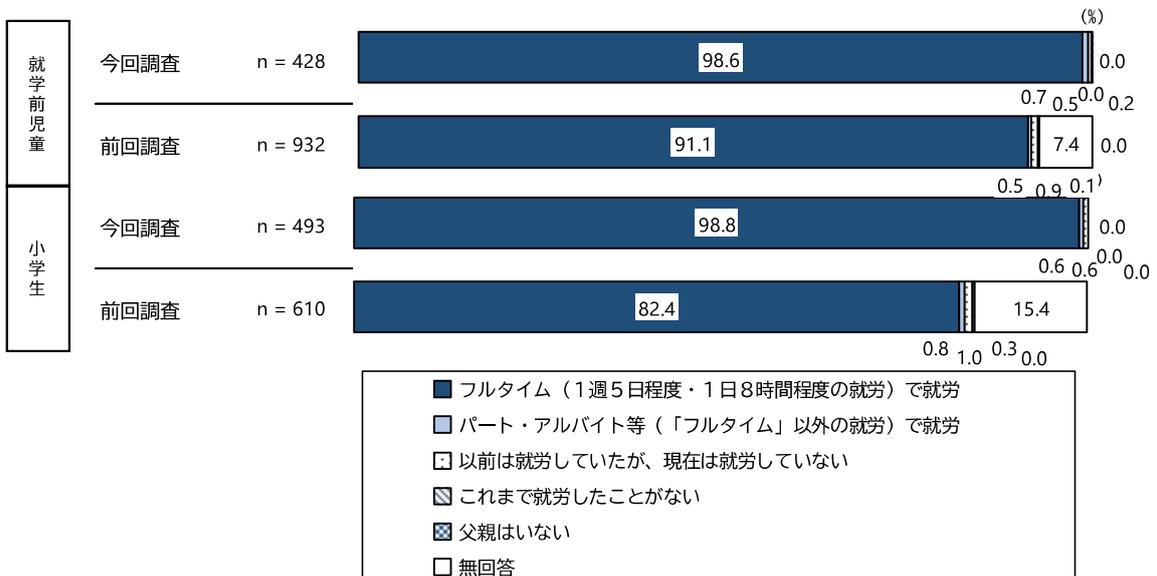
#### ■母親の就労状況

母親の就労状況については、「フルタイムで就労している」と回答した割合を前回調査と比較すると、就学前児童保護者では7.9ポイント、小学生保護者では3.4ポイント上回っており、フルタイムで就労している母親が増加している状況がうかがえます。



#### ■父親の就労状況

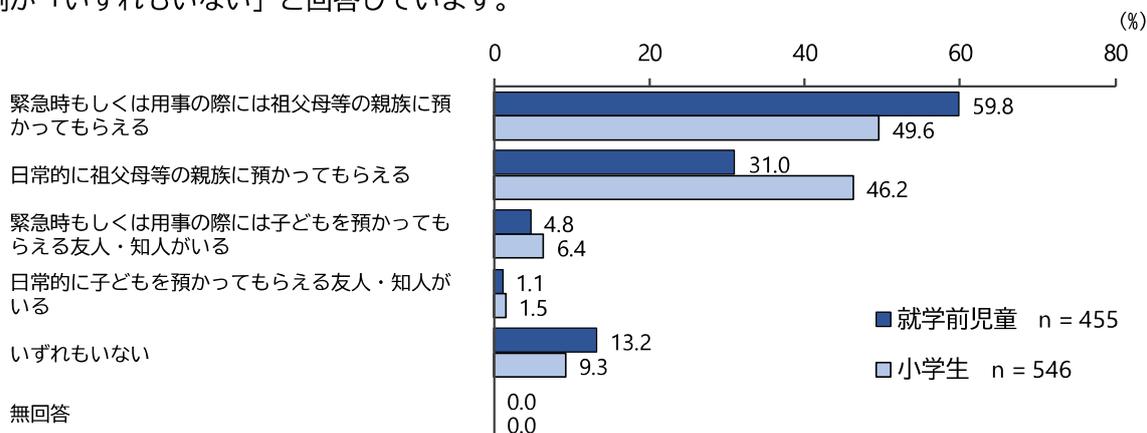
父親の就労状況については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労している」が9割以上を占めています。



## (2) 協力者の状況について

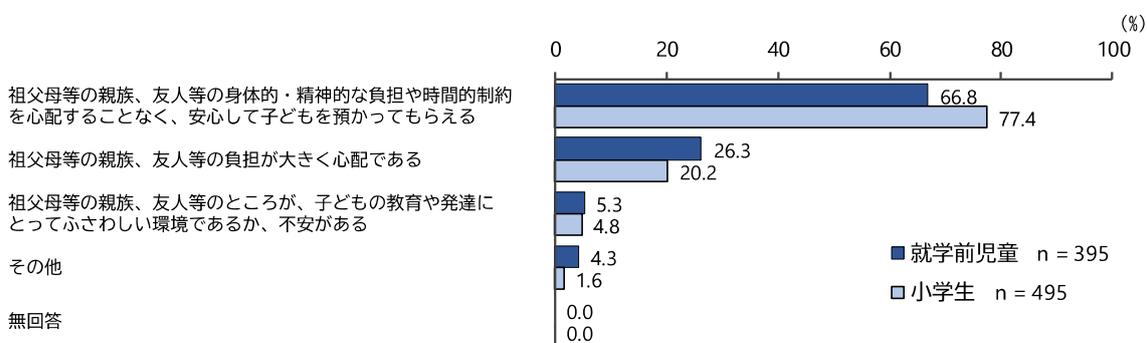
### ■子どもを預かってもらえる親族・知人の有無

子どもを預かってもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童は約6割、小学生は約5割と最も高くなっている一方で、約1割が「いずれもない」と回答しています。



### ■子どもを預かってもらっている状況

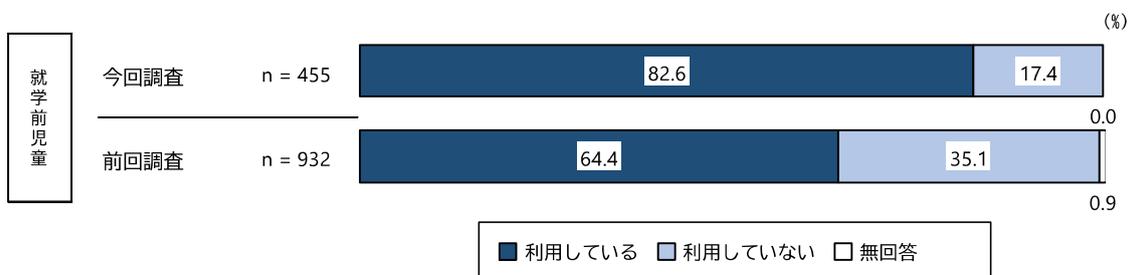
子どもを預かってもらっている状況については、「祖父母等の親族、友人等の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもを預かってもらえる」が就学前児童で6割以上、小学生では7割以上と最も高くなっています。



### (3) 定期的な教育・保育事業の利用について

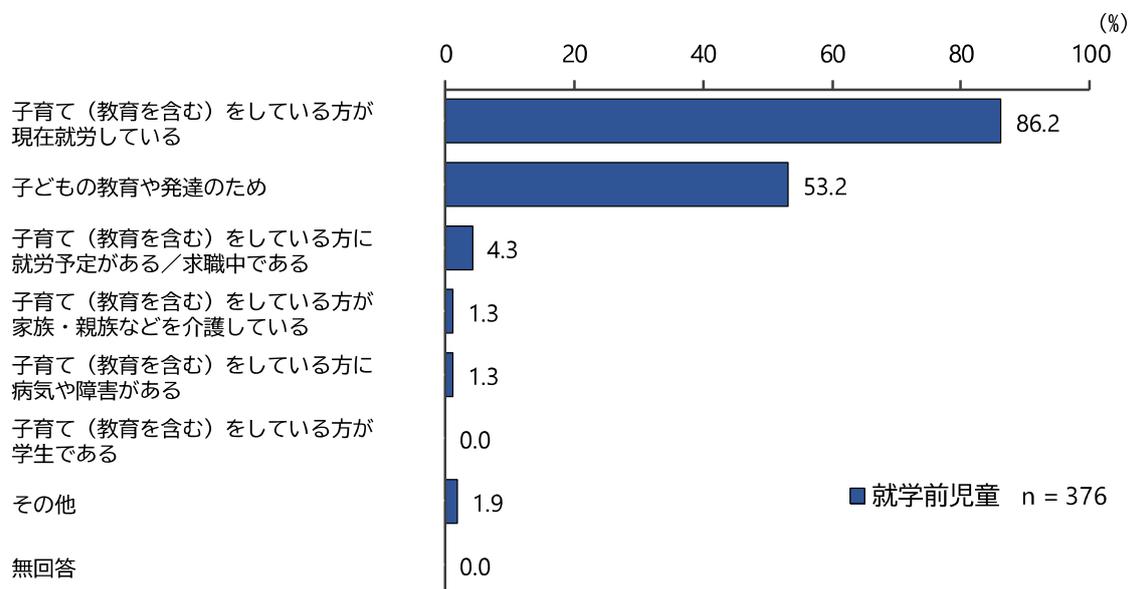
#### ■利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況については、前回調査と比較すると「利用している」が18.2ポイント高くなっており、利用者が増えていることがうかがえます。



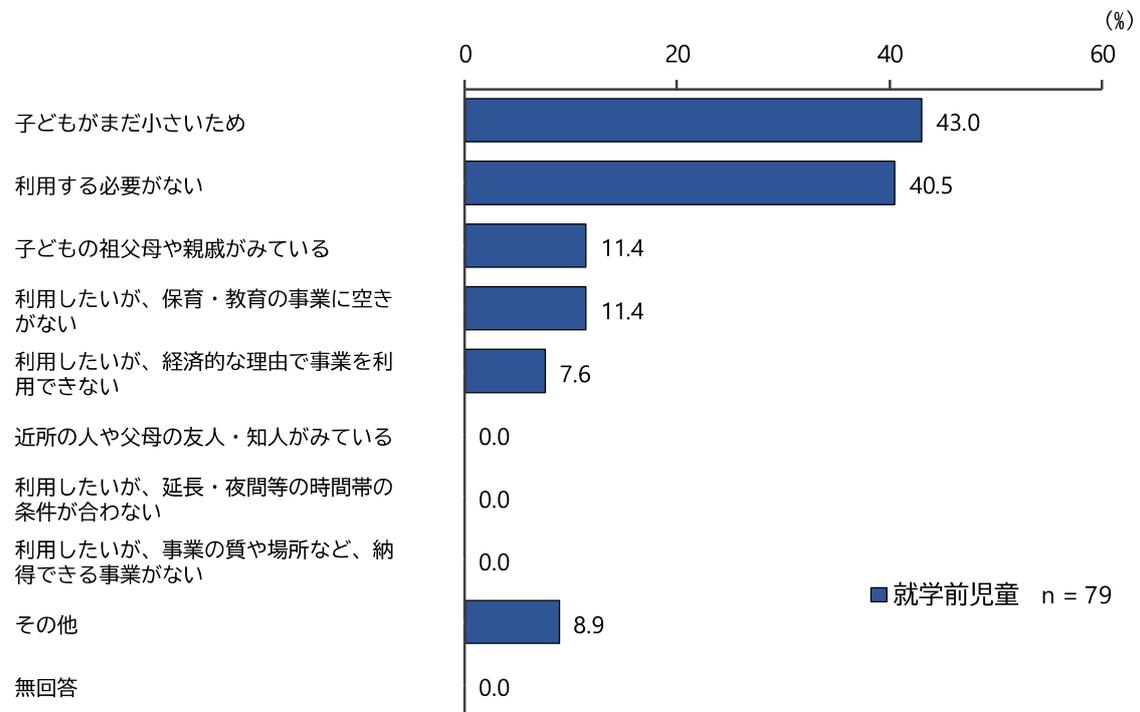
#### ■利用している理由

定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方の理由については、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が8割以上と最も高くなっており、次いで「子どもの教育や発達のため」が約5割となっています。



## ■利用していない理由

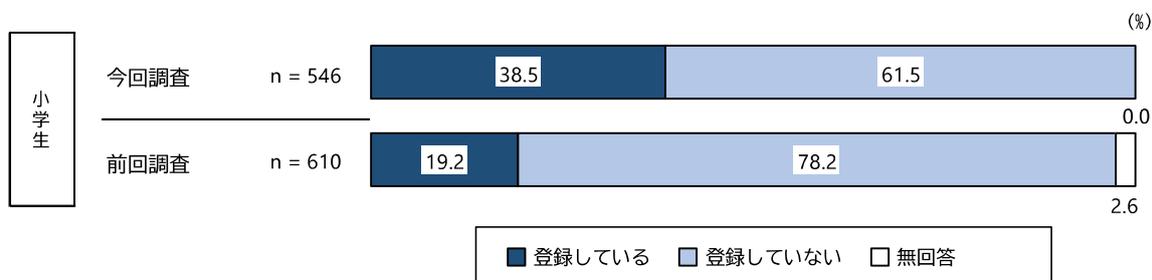
定期的な教育・保育事業を「利用していない」と回答した方の理由については、「子どもがまだ小さいため」、「利用する必要がない」が約4割と高くなっています。



#### (4) 放課後児童クラブについて

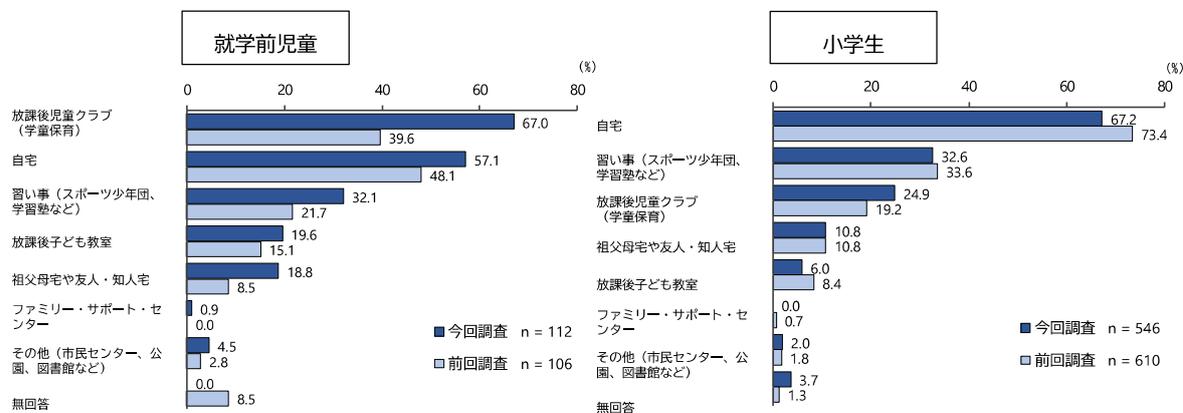
##### ■利用状況

放課後児童クラブの利用状況については、前回調査と比較すると「登録している」が19.3ポイント上回っています。



##### ■希望する放課後の居場所

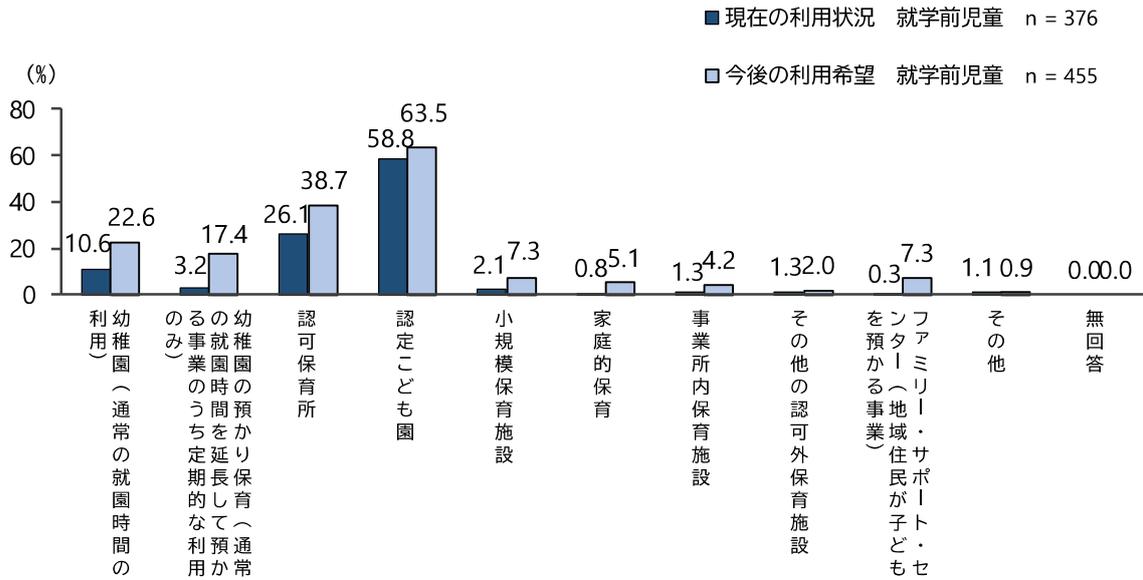
就学前児童の保護者の希望する放課後の居場所について、前回調査と比較すると「放課後児童クラブ（学童保育）」が27.4ポイント高く、「自宅」、「習い事（スポーツ少年団、学習塾など）」が続きます。小学生の保護者については「自宅」が6割以上と最も高く、「習い事（スポーツ少年団、学習塾など）」、「放課後児童クラブ（学童保育）」が続きます。



(5) 地域子育て支援拠点事業について

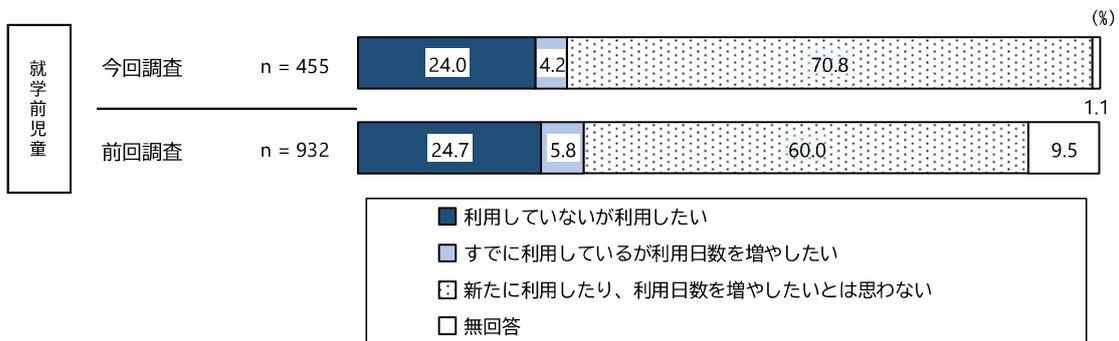
■利用状況

就学前児童保護者の地域子育て支援拠点事業の利用状況については、『現在』、『希望』ともに「認定こども園」が約6割と最も高く、次いで、「認可保育所」、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」となっています。



■利用希望

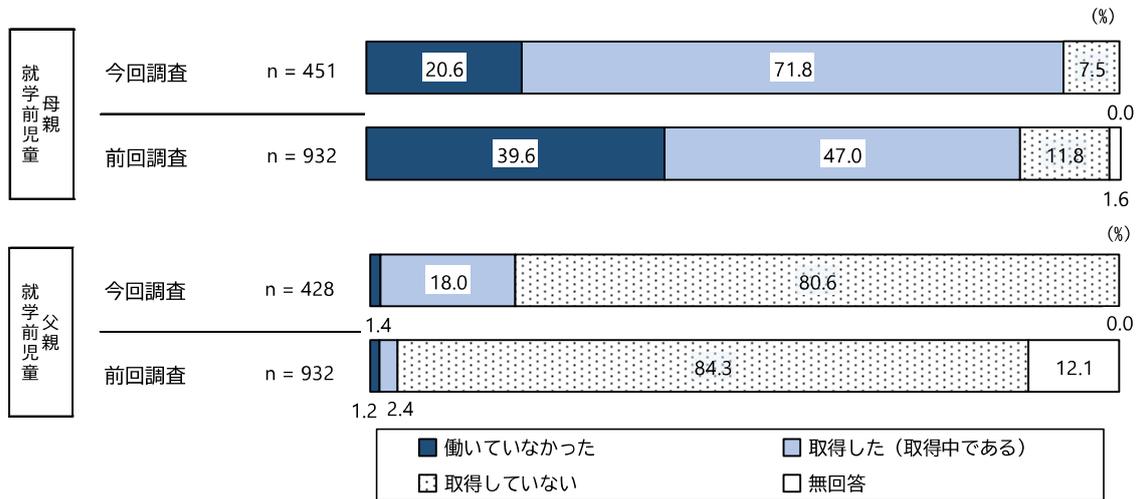
地域子育て支援事業の利用希望については、前回調査と比較すると「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が10.8ポイント上昇しています。



## (6) 職業生活と家庭生活との両立について

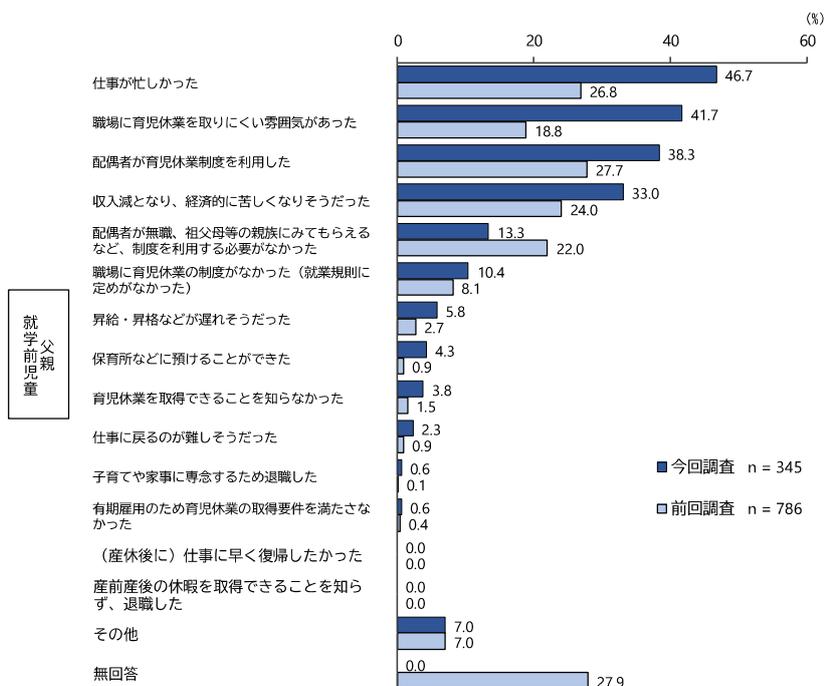
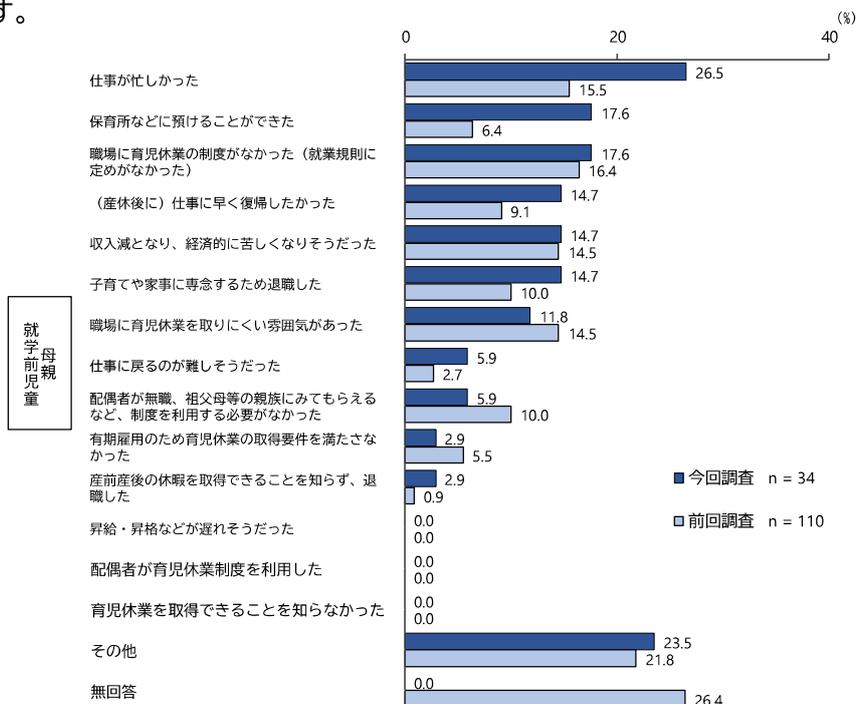
### ■母親・父親の育児休業制度の利用状況

育児休業制度の利用状況については、前回調査と比較すると「取得した（取得中である）」が母親については24.8ポイント、父親については15.6ポイント上昇しています。



## ■母親・父親の育児休業を利用していない理由

母親の育児休業を利用していない理由については、前回調査と比較すると「仕事が忙しかった」が11ポイント、「保育所などに預けることができた」が11.2ポイント上昇している。父親については、前回調査と比較すると、「仕事が忙しかった」が19.9ポイント、「職場に育児休業が取りにくい雰囲気があった」が22.9ポイント上昇しており、職場環境が理由で育児休業を利用していない割合が高くなっています。



### 3 こどもの生活に関する実態調査（貧困実態調査）

#### （1）調査結果の分析方法

子育て世帯の生活実態の差を比較するため、収入階層及び世帯類型によるクロス集計を行った。これらの分類基準及び分類結果は以下のとおり。

#### （2）収入階層

##### ① 収入階層の定義

- ・小学5年生、中学2年生、16～17歳保護者票の「問17 前年の世帯全体の所得総額」より把握した可処分所得より、世帯員単位の所得（可処分所得を世帯員数の平方根で除して得た値）を算出し、「中央値（1,795,331円）以上」、「中央値（1,795,331円）未満」及び「中央値の1/2（897,666円）未満」の3階層に分類した。

※「中央値（1,795,331円）未満」は、「中央値の1/2以上～中央値未満」の意

- ・その際、問17の可処分所得は、「120万円未満」から「700万円以上」までの14段階に区分して選択肢を設定していたため、便宜上、それぞれの段階の中間の額をその世帯の収入とみなし算定している。

##### ② 収入階層の分類結果

- ・①の方法による分類結果は以下のとおり。以降の調査結果では、この分類結果を基数としてクロス集計を行っている。

収入階層別（単位：世帯（=保護者数））				
収入階層	総世帯数	中央値以上	中央値未満	中央値の1/2未満
小学5年生保護者 中学2年生保護者 16～17歳保護者	680世帯	352世帯 (51.8%)	247世帯 (36.3%)	81世帯 (11.9%)

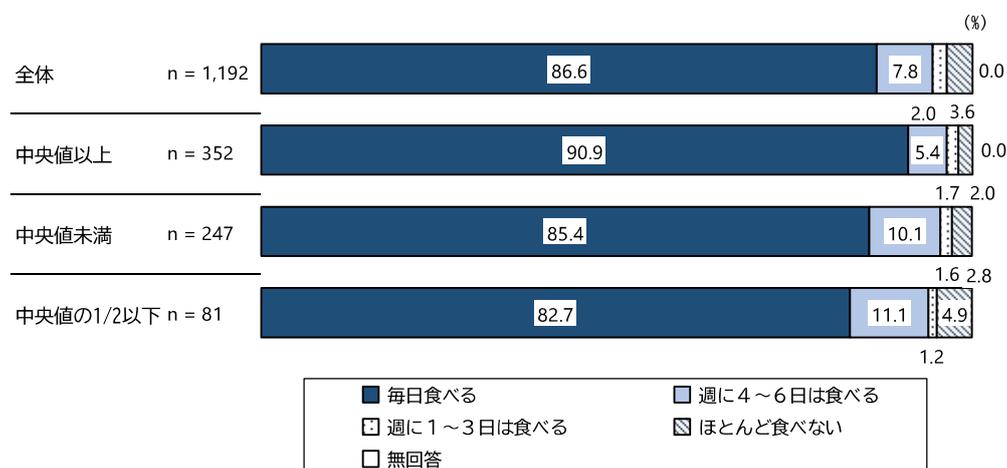
※小学5年生、中学2年生、16～17歳保護者については、児童・生徒票と保護者票の両方の回答が得られた（親子のマッチングができた）世帯のみクロス集計の対象としている。

※回答不備等で収入階層の分類ができなかった世帯（4世帯）は上記に含めていない。

### (3) 普段の生活や考え方について

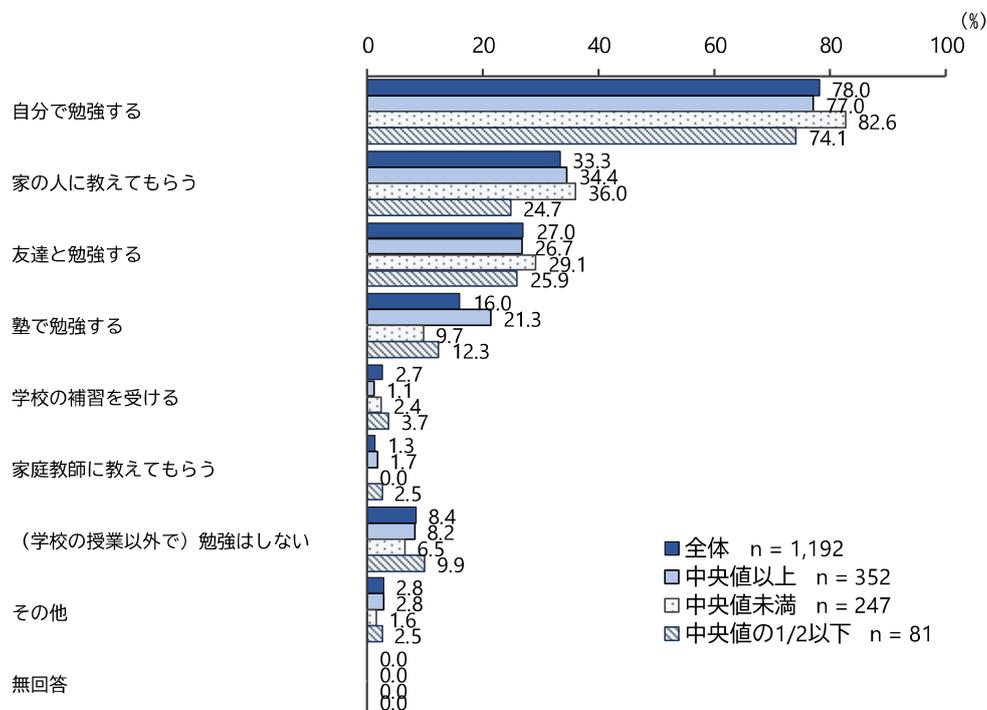
#### ■朝食摂取状況（こども）

朝食の摂取状況について、全体では「毎日食べる」が8割以上と最も高くなっています。収入階層別でみると、収入階層が高いほど「毎日食べる」の割合が高くなっています。



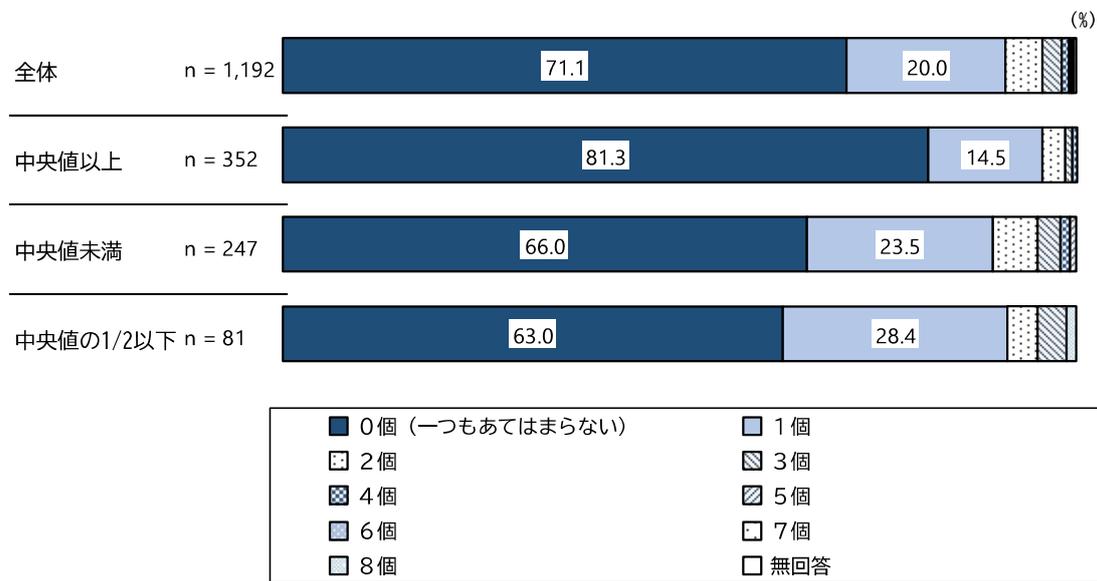
#### ■授業以外の勉強の状況（こども）

授業以外の勉強の状況について、全体では「自分で勉強する」が約8割と最も高くなっています。収入階層別にみると、中央値以上で「塾で勉強する」の割合が他の階層と比べ高くなっています。



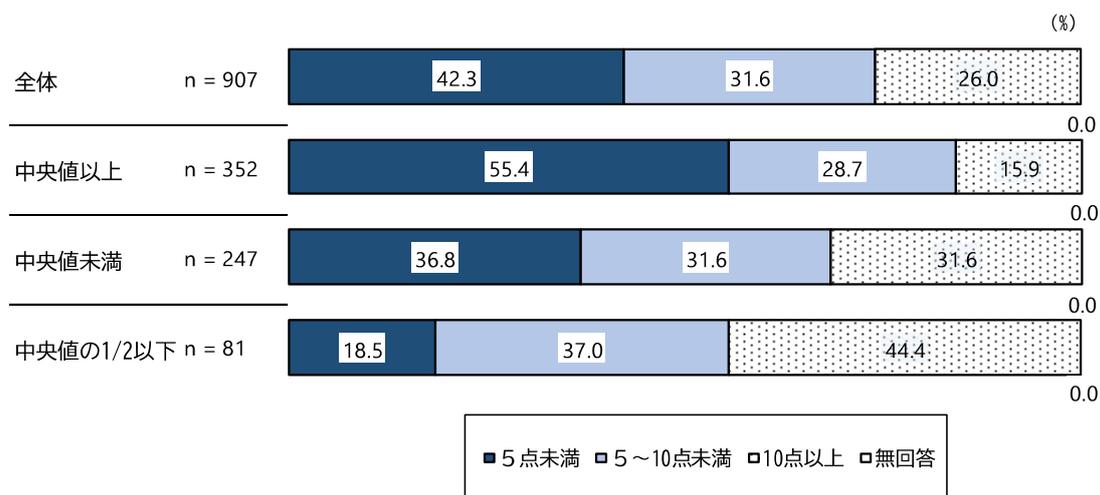
■逆境体験の有無（子ども）

逆境体験の有無について、全体では「0個（ひとつもあてはまらない）」が約7割を占めており、収入階層別でみると、収入階層が低いほど1個以上の割合が高くなっています。



■精神状況（保護者）

精神状況について、全体では「5点未満（異常なし）」が約4割と最も高くなっています。収入階層別にみると、収入階層が低いほど点数が高くなっており、中央値の1/2以下では8割以上が5点以上（心に何らかの精神的不調をかかえている状態）に該当しています。

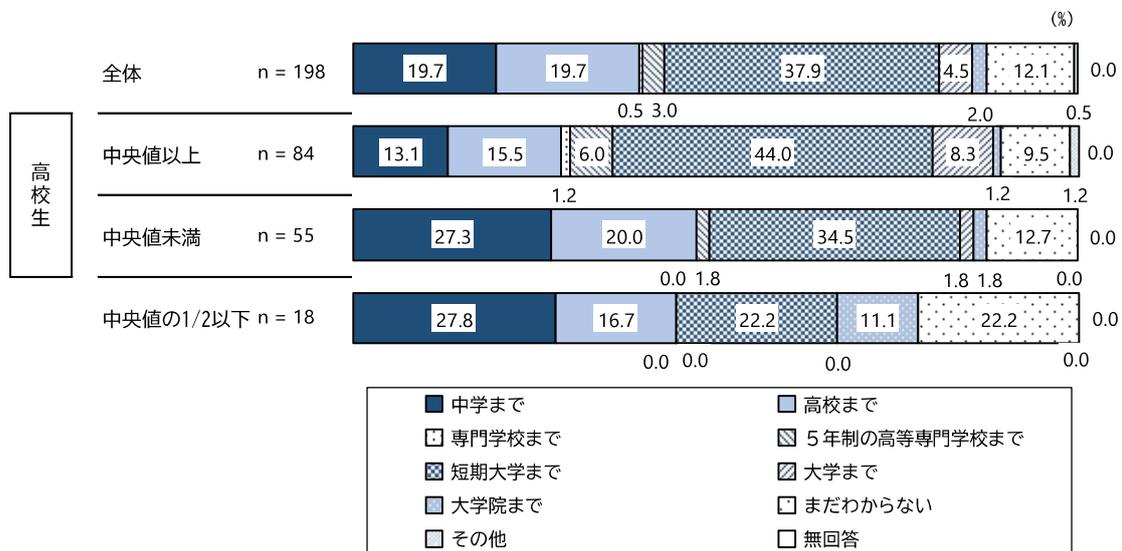
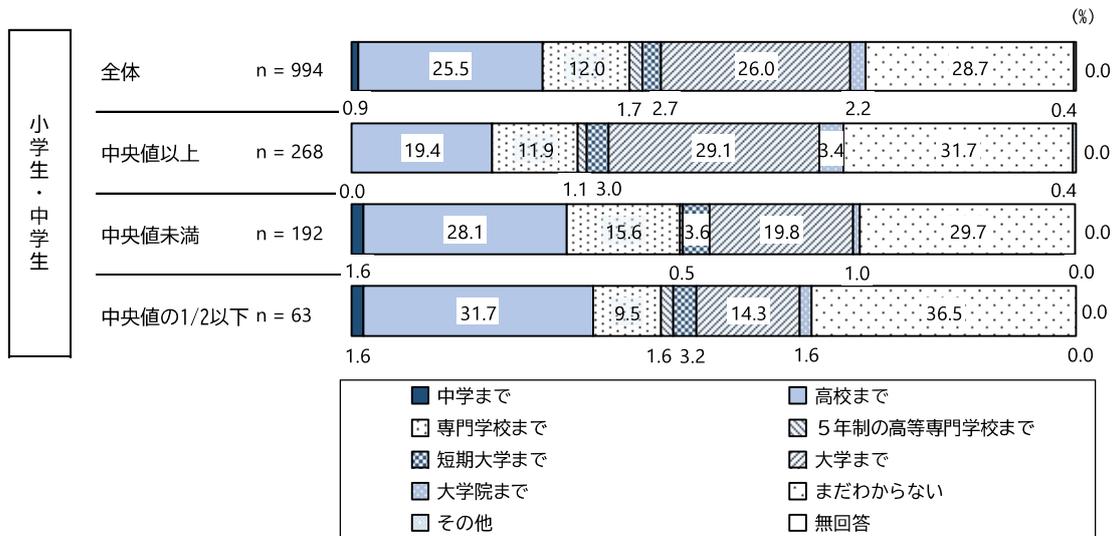


#### (4) 将来の考えについて

##### ■進学希望（こども）

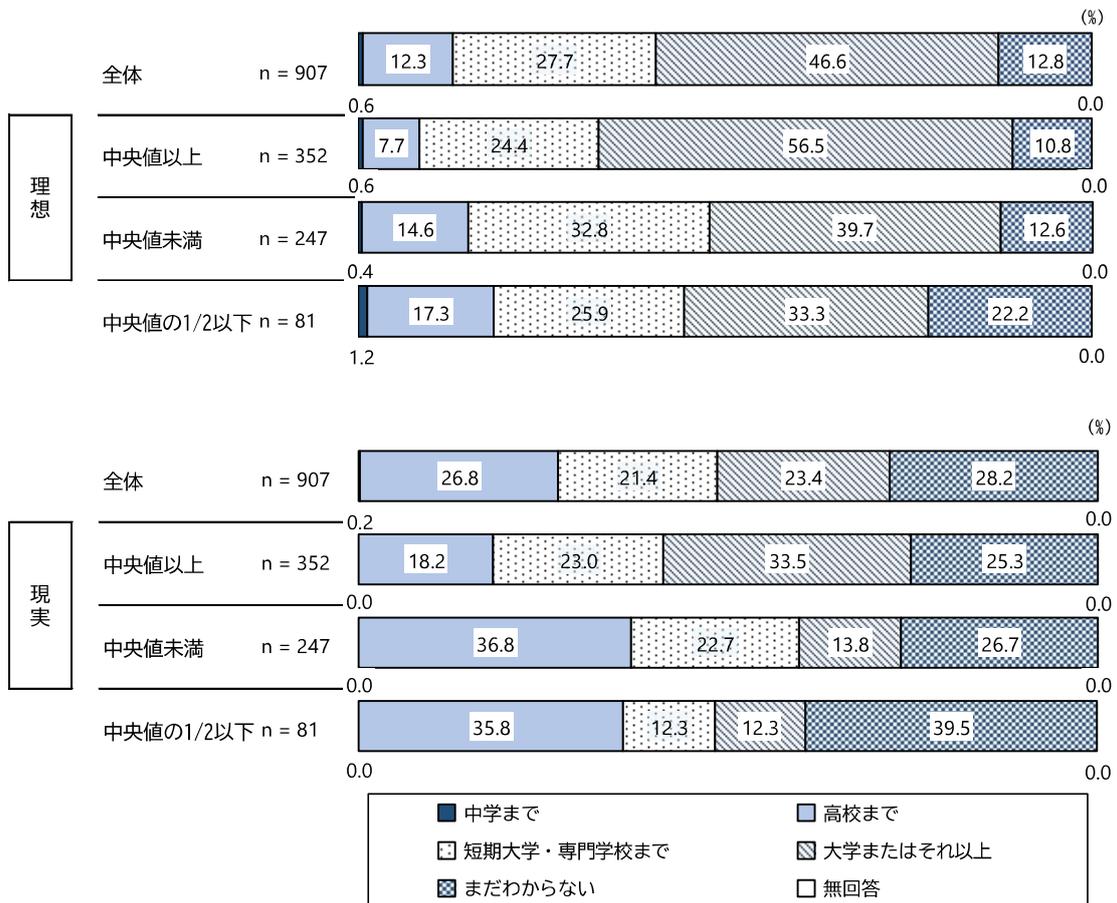
小学生・中学生の進学希望については、全体で「まだわからない」が約3割と最も高くなっています。収入階層別にみると、収入階層が低いほど「高校まで」の割合が高くなっている一方、「大学まで」の割合が低くなっています。

高校生については、全体で「短期大学まで」が約4割と最も高くなっています。収入階層別にみると、収入階層が低いほど「短期大学まで」、「大学まで」の割合が低くなっている一方、「まだわからない」の割合が高くなっています。



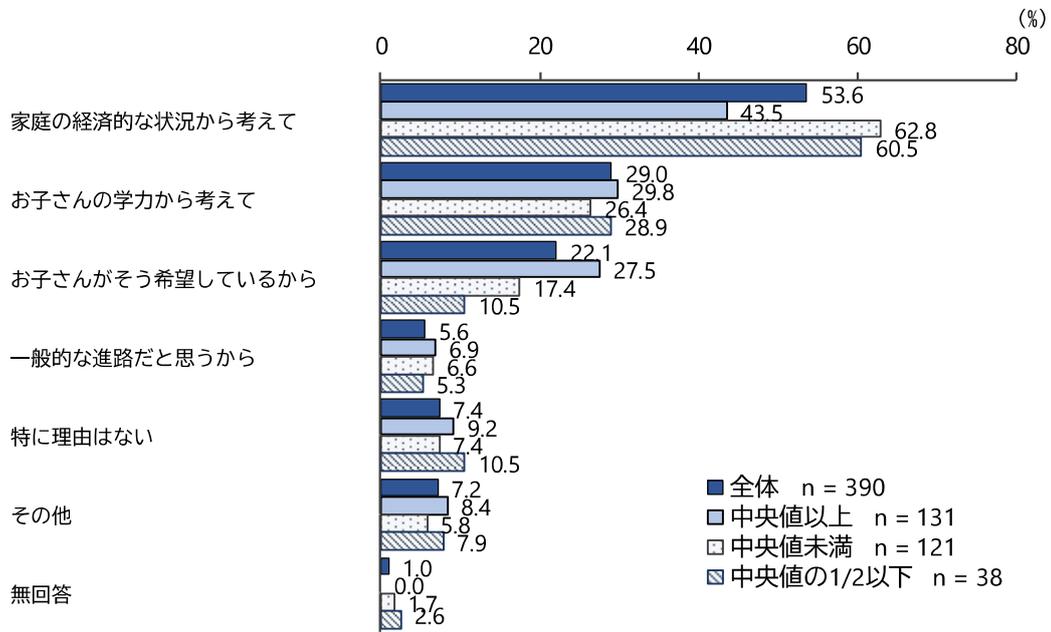
## ■進学希望（保護者）

保護者の理想の進学希望については、全体で「大学またはそれ以上」が4割以上と最も高くなっています。収入階層別にみると、理想の進学希望、現実の進学希望ともに、収入階層が高いほど「大学またはそれ以上」の割合が高くなっている一方で「まだわからない」の割合が低くなっています。



### ■進学の実現と理想が異なる理由（保護者）

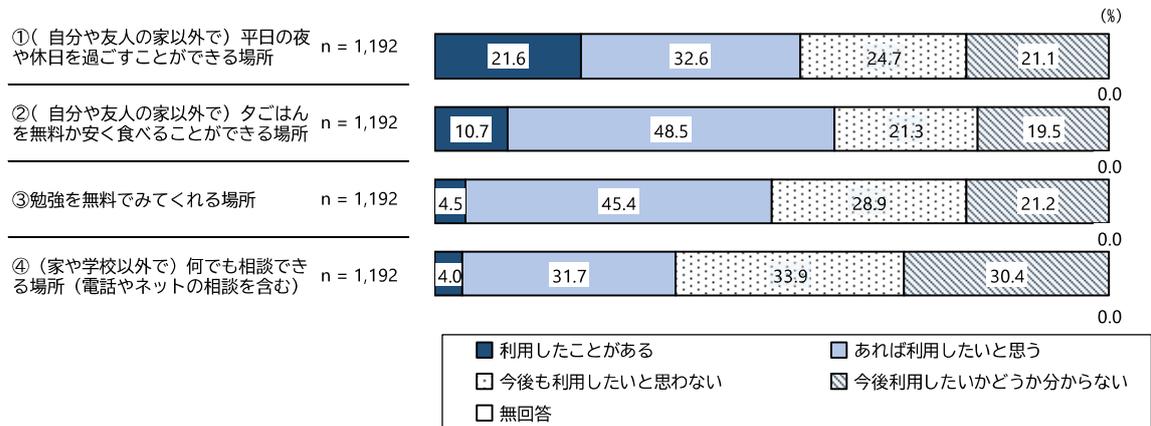
進学の実現と理想が異なる理由については、全体で「家庭の経済的な状況から考えて」が約5割と最も高くなっています。収入階層別にみると、収入階層が低いほど「お子さんがそう希望しているから」の割合が低くなっています。



## (5) 各種支援の利用について

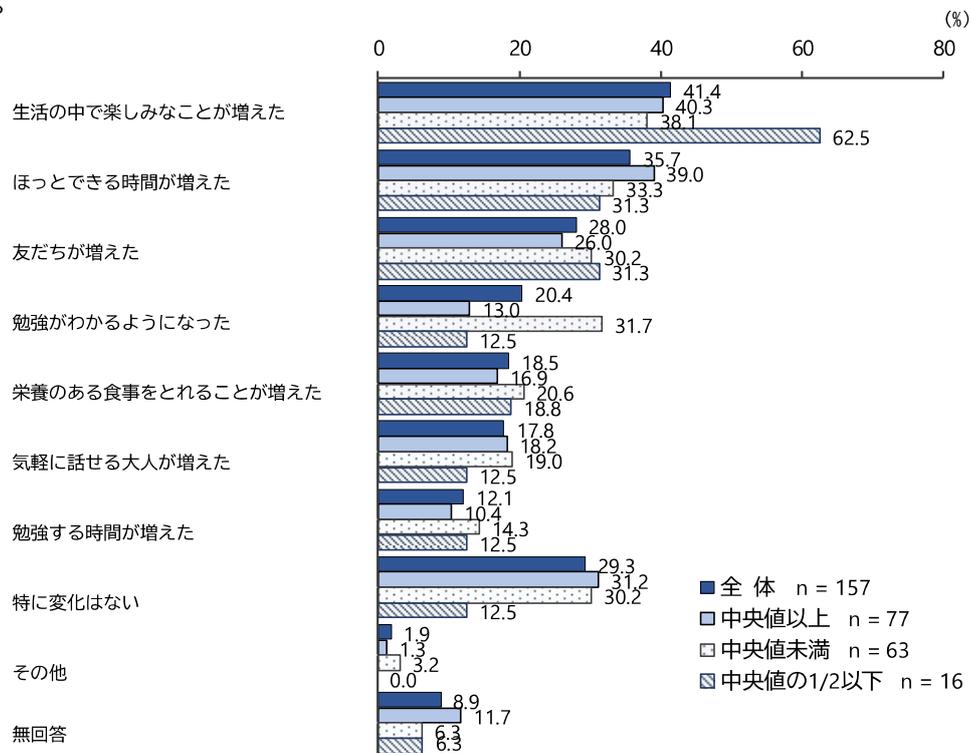
### ■支援利用状況（こども）

各種支援の利用状況について、①②③では「あれば利用したいと思う」が最も高くなっている一方で、④では「今後も利用したいと思わない」が約3割と最も高くなっています。



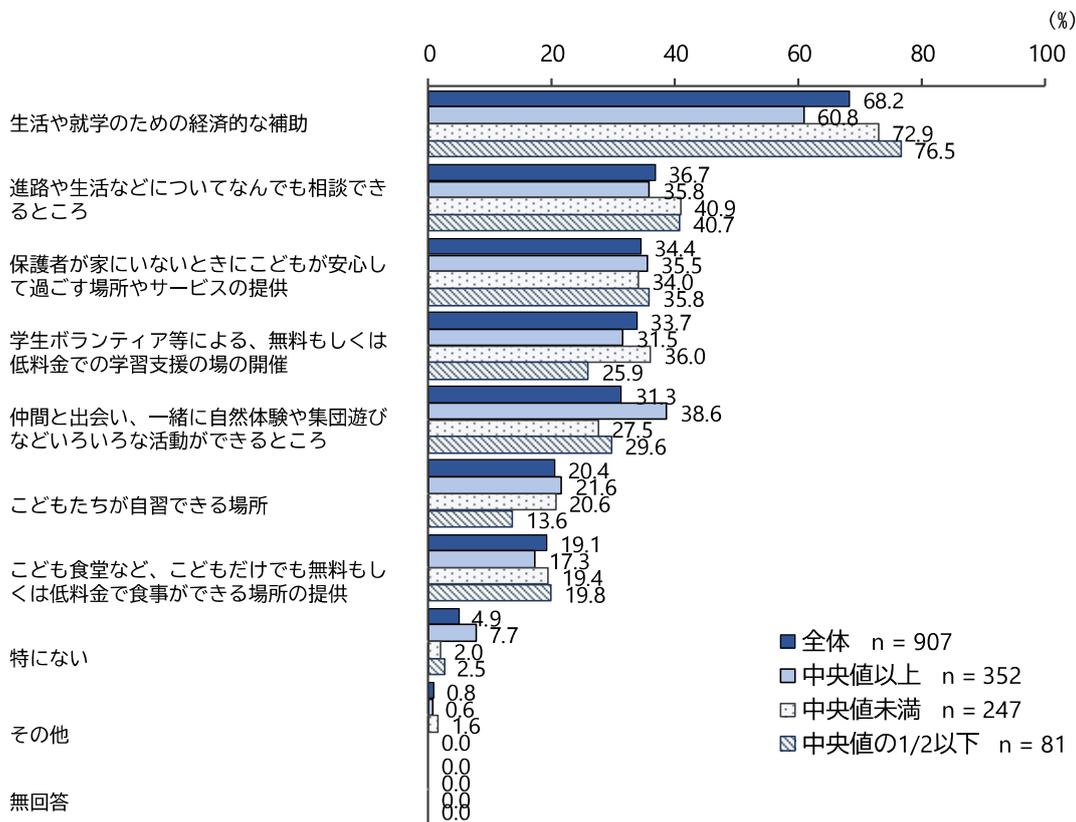
### ■利用による変化（こども）

利用による変化について、全体では「生活の中で楽しみなことが増えた」が約4割と最も高くなっています。収入階層別にみると、中央値の1/2以下では「生活の中で楽しみなことが増えた」が約6割と他の階層と比べ最も高く、収入階層が高いほど「ほっとできる時間が増えた」の割合が高くなっています。



■現在または将来的に利用したい支援（保護者）

現在または将来的に利用したい支援について、全体では「生活や就学のための経済的な補助」が約7割と最も高くなっています。収入階層別にみると、収入階層が高いほど「生活や就学のための経済的な補助」、「こども食堂など、こどもだけでも無料もしくは低料金で食事ができる場所の提供」の割合が高くなっています。

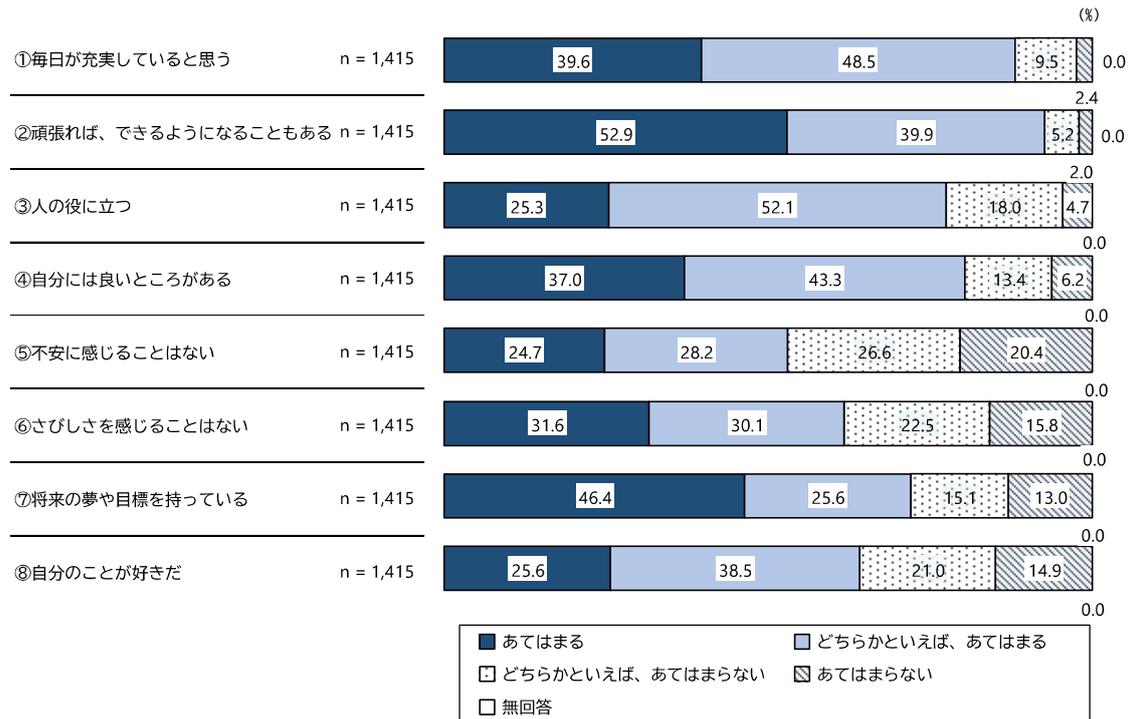


## 4 こども・若者調査

### (1) 自己肯定感について

#### ■自分自身をどう思うか（孤独感や将来の目標等）

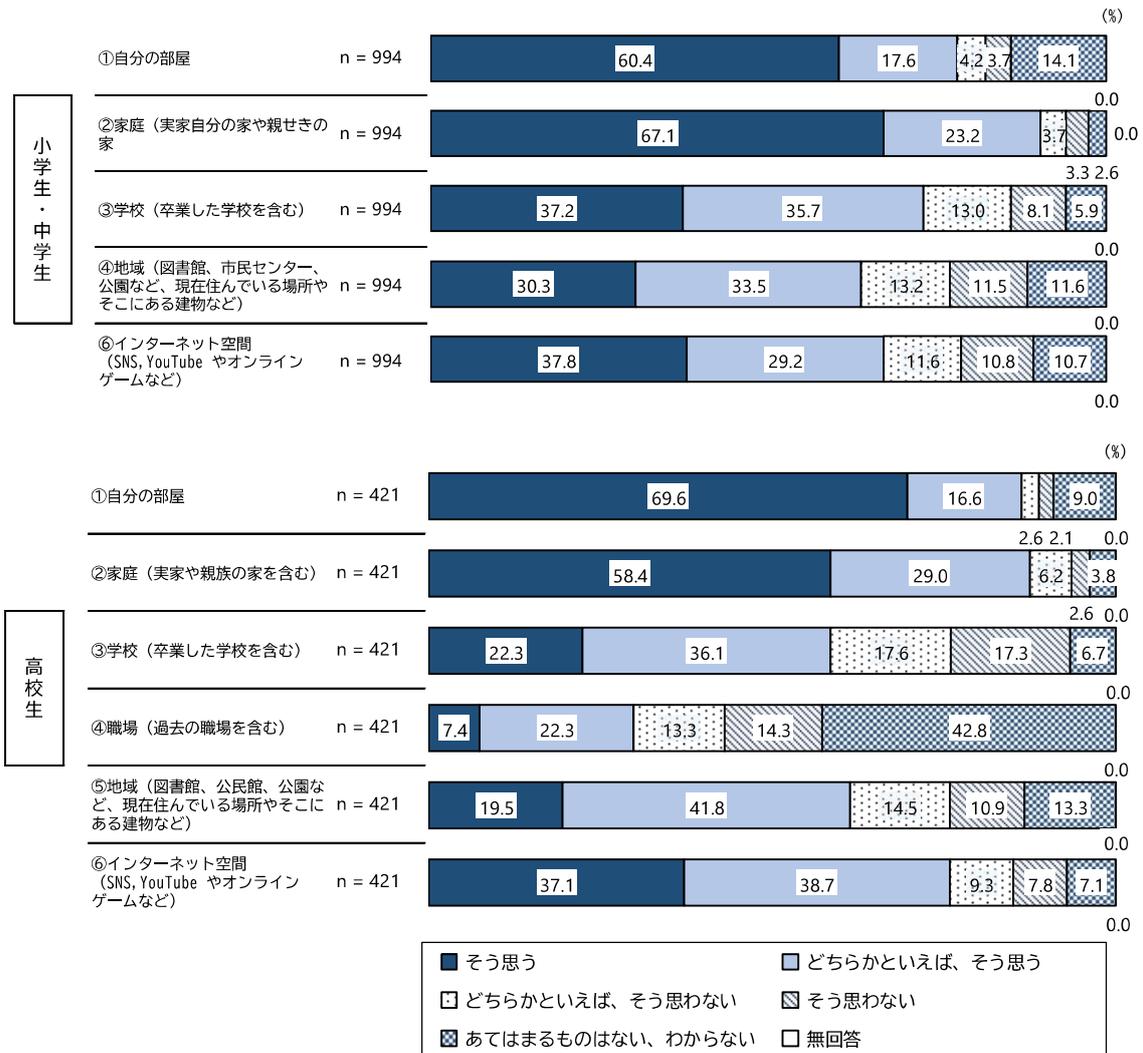
自分自身をどう思うかについて、②では《あてはまる》（「あてはまる」＋「どちらかといえば、あてはまる」）が約9割と最も高くなっています。⑤では《あてはまらない》（「どちらかといえば、あてはまらない」＋「あてはまらない」）が5割以上と最も高くなっています。



## (2) こどもの居場所について

### ■ほっとできる場所

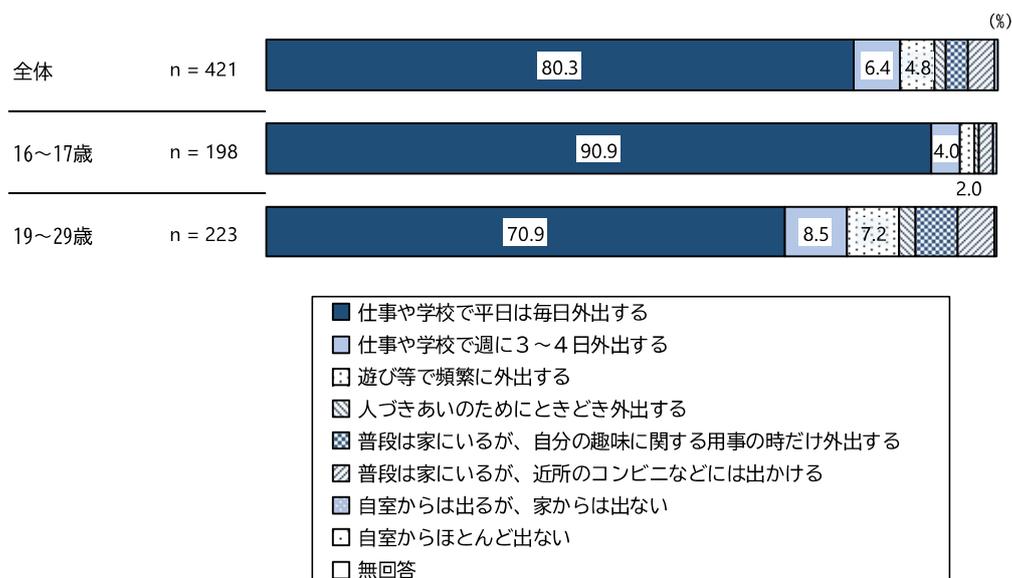
ほっとできる場所について、小学生・中学生、高校生ともに、②では《そう思う》(「そう思う」+「どちらかといえば、そう思う」)が約9割と最も高く、次いで①が高くなっています。一方、高校生では、④が《そう思わない》(「どちらかといえば、そう思わない」+「そう思わない」)が5割以上と高くなっています。



### (3) 普段の外出状況や意識について

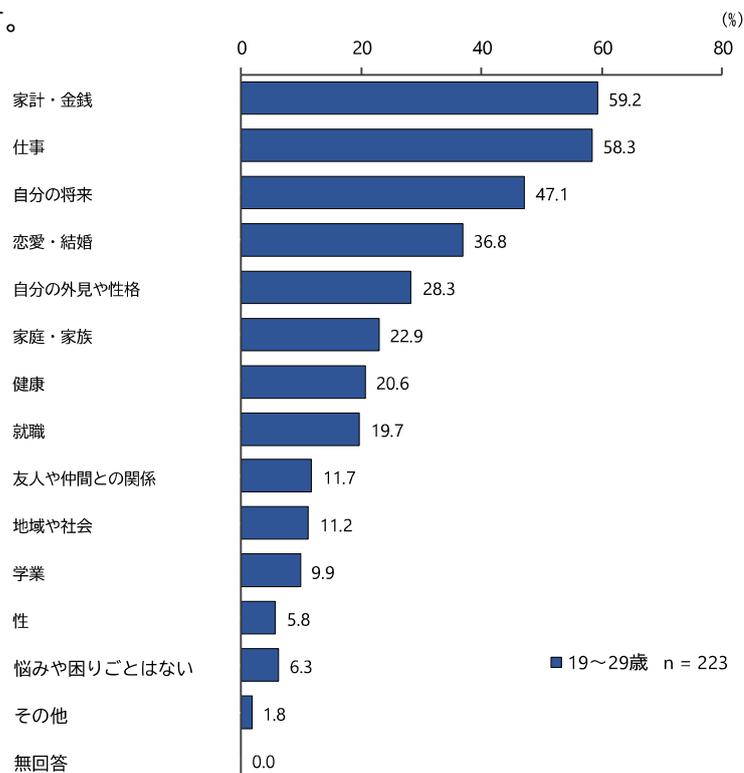
#### ■外出状況

外出状況について、全体では「仕事や学校で平日は毎日外出する」が約8割と最も高くなっています。年齢別にみると、16～17歳では「仕事や学校で平日は毎日外出する」が約9割と最も高く、19～29歳では約7割となっています。



#### ■悩みや困りごと

悩みや困りごとについては、「家計・金銭」、「仕事」が約5割と高く、次いで「自分の将来」、「恋愛・結婚」となっています。

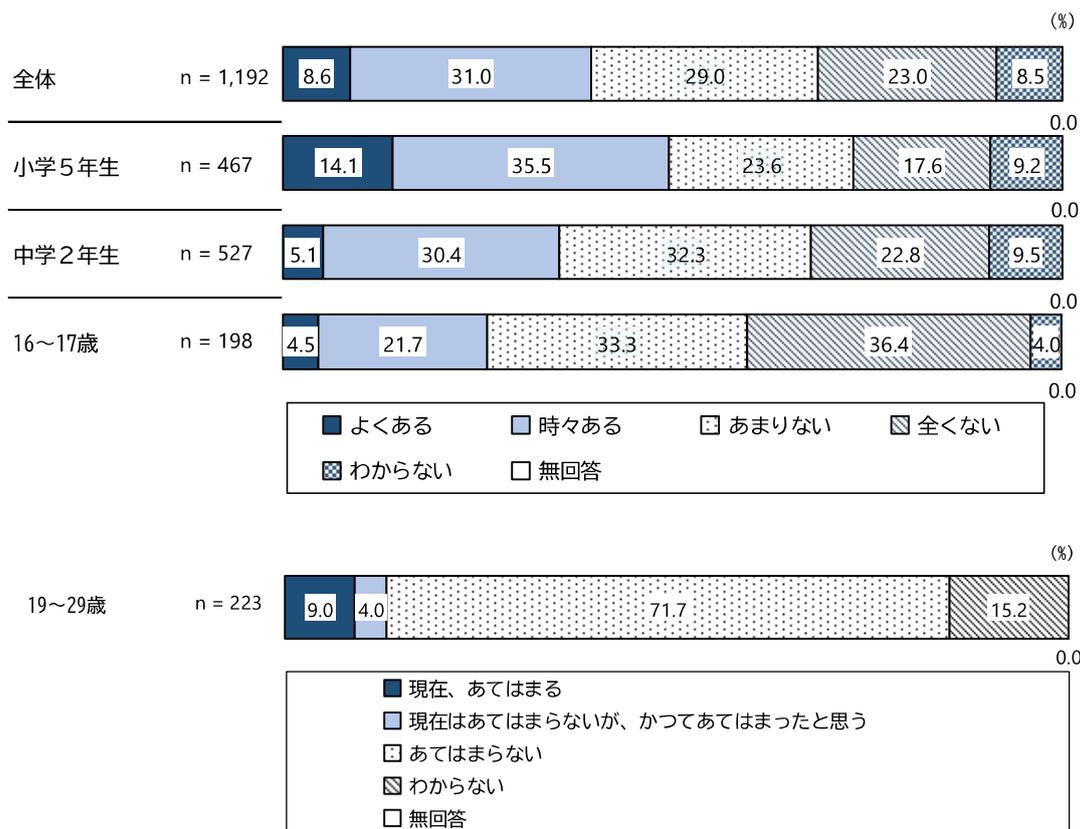


#### (4) ヤングケアラーについて

##### ■家事や家族のお世話の状況

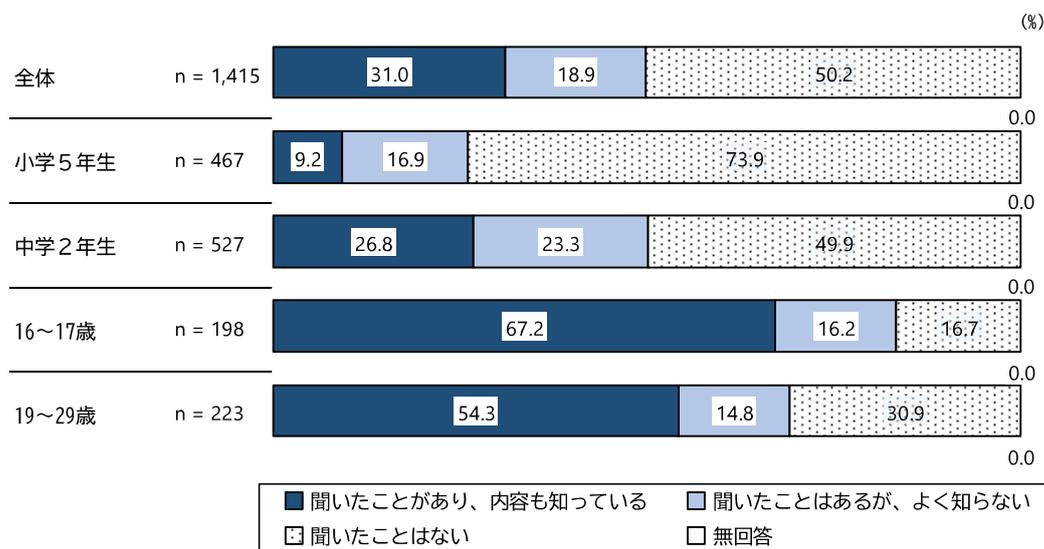
小学5年生、中学2年生、16～17歳の家事や家族のお世話の状況について、全体では《ある》（「よくある」＋「時々ある」）が約4割となっています。年齢別にみると、年齢が低くなるほど《ある》の割合が高く、小学5年生では約5割となっています。

19歳～29歳のヤングケアラーに当てはまるかについては、「あてはまらない」が約7割と最も高くなっている一方、「現在、あてはまる」が約1割となっています。



### ■「ヤングケアラー」（「若者ケアラー」）の認知度

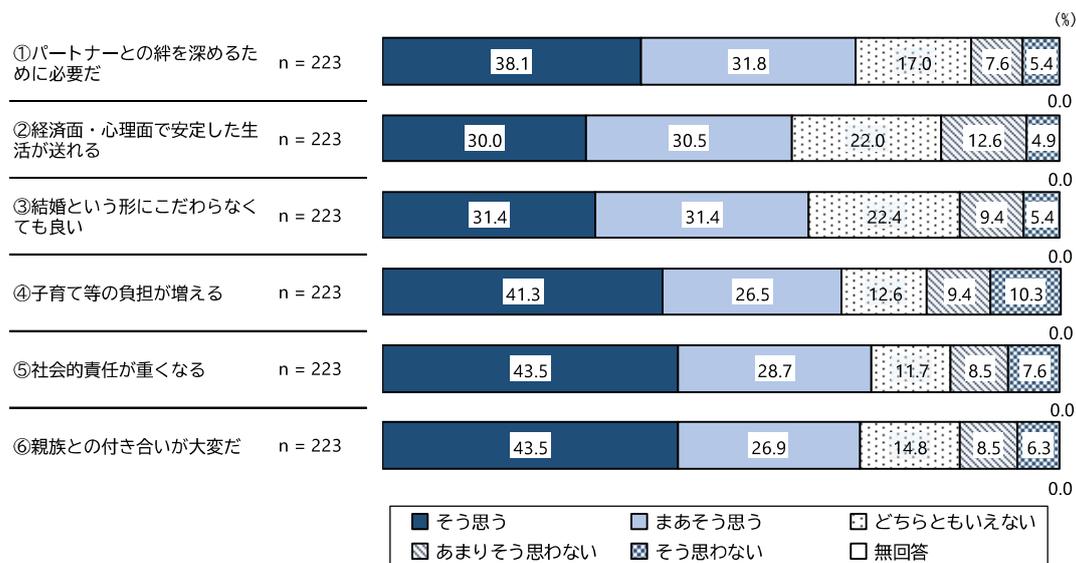
「ヤングケアラー」（「若者ケアラー」）の認知度について、全体では「聞いたことはない」が約5割と最も高くなっています。年齢別にみると、小学5年生では「聞いたことはない」が約7割と最も高くなっている一方、16～17歳では、知名度（「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことはあるが、よく知らない」を合わせた割合）は約8割と最も高く、認知度（「聞いたことはあり、内容も知っている」）の割合も他に比べ高くなっています。



### (5) 結婚について

#### ■結婚に対するイメージ

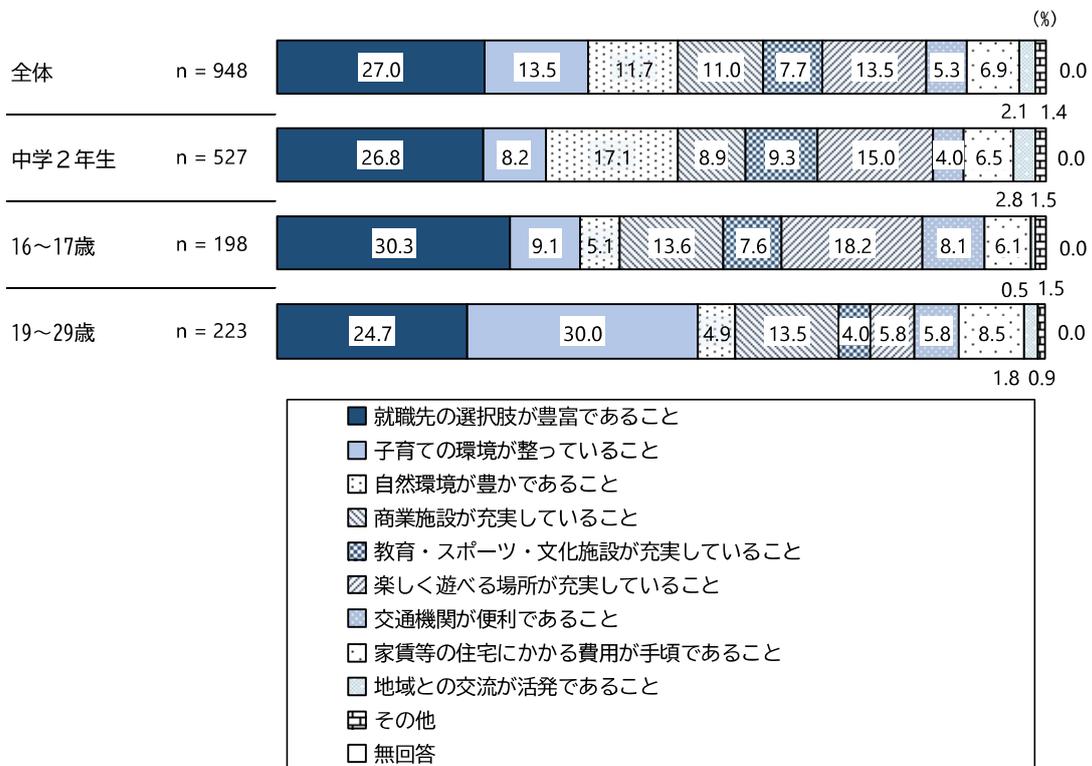
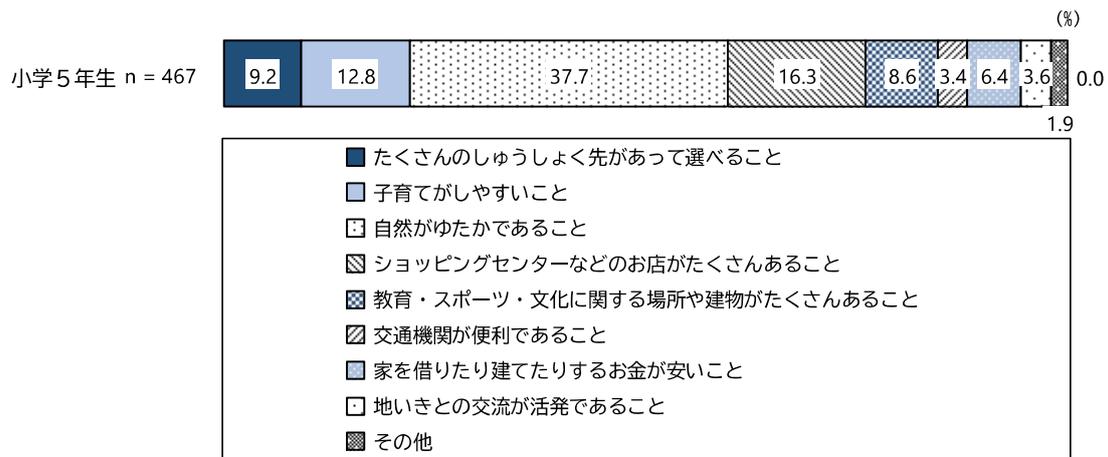
結婚に対するイメージについて、①⑤⑥では《そう思う》（「そう思う」＋「まあそう思う」）が約7割と高く、④⑤⑥では「そう思う」が約4割と高くなっています。



## (6) 一関市の施策について

### ■一関市に住み続けるために重要なこと

一関市に住み続けるために重要なこと（1番目）について、小学5年生では「自然がゆたかであること」が約4割、中学2年生、16～17歳では「就職先の選択肢が豊富であること」の割合が高く、19～29歳では「子育ての環境が整っていること」が3割となっています。2番目・3番目に重要なことでは、小学5年生では「ショッピングセンターなどのお店がたくさんあること」、中学2年生、16～17歳では「楽しく遊べる場所が充実していること」、19～29歳では「商業施設が充実していること」などの割合が高くなっています。



## 第4節 現行施策・事業の評価等

第二期計画は、5つの節と19施策57事業により構成され、その結果として「計画どおりまたは計画を上回った」が18事業（31.6%）、「おおむね計画どおり」が35事業（61.4%）、「計画を下回る」が3事業（5.3%）、「見直しが必要」が1事業（1.7%）という進捗評価となりました。

### ■第二期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	計画どおりまたは計画を上回る	おおむね計画どおり	計画を下回る	見直しが必要	未実施
計画全体	57	18	35	3	1	0
第1節 子ども・子育て支援事業の充実	24	11	9	3	1	0
基本施策1 教育・保育事業等の提供区域	-	-	-	-	-	-
基本施策2 教育・保育の区分の設定	-	-	-	-	-	-
基本施策3 教育・保育施設、地域型保育事業の確保策	1	1	0	0	0	0
基本施策4 教育・保育施設の確保の方策の今後の方向性	3	2	0	1	0	0
基本施策5 地域型保育事業の充実	1	0	0	1	0	0
基本施策6 幼児期の教育・保育の一体的提供	6	5	0	0	1	0
基本施策7 地域子ども・子育て支援事業の充実	13	3	9	1	0	0
第2節 子育てを支える仕組みづくり	9	5	4	0	0	0
基本施策1 相談支援の充実	2	1	1	0	0	0
基本施策2 母子保健の充実	3	2	1	0	0	0
基本施策3 経済的負担の軽減	1	1	0	0	0	0
基本施策4 地域で支える仕組みづくり	3	1	2	0	0	0
第3節 職業生活と家庭生活との両立の推進	5	1	4	0	0	0
基本施策1 多様な就労の実現	3	1	2	0	0	0
基本施策2 仕事と子育ての両立の推進	2	0	2	0	0	0
第4節 要保護児童等への対応と取組の推進	12	0	12	0	0	0
基本施策1 児童虐待防止対策等の充実	4	0	4	0	0	0
基本施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	2	0	2	0	0	0
基本施策3 障がい児施策の充実	4	0	4	0	0	0
基本施策4 特別な配慮を要する子どもへの配慮	2	0	2	0	0	0
第5節 低所得世帯の子どもへの支援の充実	7	1	6	0	0	0
基本施策1 社会的孤立の防止	3	1	2	0	0	0
基本施策2 支援情報の確実な提供	4	0	4	0	0	0

## 【評価の内訳】

### 第1節 子ども・子育て支援事業の充実

<評価分類> 【A 計画どおりまたは計画を上回る】 【B おおむね計画どおり】 【C 計画を下回る】 【D 見直しが必要】 【E 未実施】

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価
1 教育・保育事業等の提供区域				
2 教育・保育の区分の設定				
3 教育・保育施設、地域型保育事業の確保策	1	教育・保育の量の見込みと確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施設型給付・委託費 幼稚園、保育所、認定こども園に対し施設型給付費（保育所は委託費）を支給した。</li> <li>■ 地域型保育給付 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業に対し、地域型保育給付を支給した。</li> <li>■ 認可外保育施設 市が運営する児童館についても、確保の方策に加えた。</li> </ul>	A
4 教育・保育施設の確保の方策の今後の方向性	2	定員見直し、保育サービスの拡充	各保育施設の利用需要に合わせて利用定員の見直しを行った。	A
	3	地域の教育・保育施設の再編	教育・保育施設等の再編を検討し、認定こども園化への移行を推進した。 認定こども園数R2年度17園→R6年度22園	A
	4	保育人材の確保	障がい児保育事業や産休等代替職員費補助金等の活用のほか、保育人材確保事業を実施する保育施設を支援し、保育人材の確保に努めたが、年度途中の待機児童が発生しており、保育人材の十分な確保には至らなかった。	C
5 地域型保育事業の充実	5	待機児童の解消	4月1日現在の待機児童は平成29年度以降ゼロを継続できているが、年度途中の待機児童の解消には至らなかった。	C
6 幼児期の教育・保育の一体的提供	6	幼稚園・保育所・こども園の機能及び質の向上	園内研究会や保育協議会等での活動を通し、保育士、幼稚園教諭等が共に研究する機会を設け、質の高い幼児教育・保育の提供に努めた。	A
	7	(1) 質の高い幼児期の教育・保育の提供	公立幼稚園、保育園については人事異動方針に基づく人事異動の継続実施のほか、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施し幼児教育の充実に努めた。	A
	8	教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザー等の配置・確保	いわて幼児教育センターが行う幼児教育専門員の訪問支援事業を活用し、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーが市内教育・保育施設を訪問し、幼児教育・保育の質の向上に努めたが、当市においてアドバイザー等の確保には至らなかった。	D
	9	(2) 教育・保育の一体的な提供の推進	公立保育施設及び公立幼稚園の再編についての基本的な方針に基づき、適正な規模での望ましい保育サービスの提供に努めた。 公立教育・保育施設数 R2年度26施設→R6年度20施設	A
	10	施設整備	地域の実情や財政状況等を考慮するとともに、地域の理解を十分得たうえで、認定こども園化や施設の再編等を行った。	A
11	(3) 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携の推進	幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携の推進	一関市幼少教育連絡協議会などにおいて、幼稚園・保育園・こども園・小学校などの連携を図り、幼児教育と学校教育の充実、発展に努めた。	A

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価	
7 地域子ども・子育て支援事業の充実	12	(1) 利用者支援事業	妊娠・出産・育児に関する相談へのワンストップ対応、本庁と各支所の連携による事業実施	令和6年度にこども家庭センターの機能を備えた「一関市こどもセンター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援を行った。また、本庁と健康推進室が連携しながら事業を実施する体制を継続し、子育て世帯への支援を行った。	A
			子育てガイドブックの充実と情報発信	子育てガイドブックの掲載内容の充実を図るとともに、市ホームページなどで子育てに関する情報の提供を行った。	
	13	(2) 地域子育て支援拠点事業【おやこ広場事業・子育て支援センター事業】	「子育て支援センター」の機能の充実と活動の拡充	市の組織再編等により一関・花泉・室根の各子育て支援センターは廃止したが、同センター機能を維持しながら子育て支援ひろばや各種相談事業を実施した。	B
			おやこ広場事業の積極的なPR活動	おやこ広場2か所について、各種母子保健事業や市ホームページ等により市民への周知を図った。	
	14	(3) 妊婦健康診査	契約未締結の医療機関との契約等による経済的負担の軽減	契約未締結の医療機関とは速やかに契約を行い、妊婦のスムーズな受診につなげた。一方、契約できない医療機関での受診を希望する人に対しては償還払い、経済的貧困の軽減に努めた。	B
	15	(4) 乳児家庭全戸訪問事業【こんにちは赤ちゃん事業】	全戸訪問の継続と支援が必要な家庭への対応	入院等特別な事情がない全ての乳児について訪問を実施した。	A
	16	(5) 養育支援訪問事業その他の要支援児童要保護児童の支援に資する事業	関連機関と連携した支援内容の充実	支援が必要な家庭に対し関係機関と連携し、支援内容の充実に努めた。	B
	17	(6) 子育て短期支援事業	施設側との連絡調整の維持	児童養護施設「一関藤の園」に事業を委託して実施した。施設と連絡調整を密に行い、円滑に支援することができた。	B
	18	(7) ファミリーサポートセンター事業	事業の周知と会員数の増加	一関市社会福祉協議会に事業を委託し実施した。委託事業者がSNSを活用したPR活動を行い、会員数の増加に努めた。	C
			旧東磐井地域における事業のPR活動	旧東磐井地域に重点をおいたPR活動はできなかったが、全域に対してSNSを活用したPR活動を行った。	
			産後の切れ目のないサポートの促進	産後サポーター事業を利用した後も継続利用ができるよう、協会の研修等を充実させた。	
	19	(8) 一時預かり事業	①幼稚園型事業実施園の拡大と保育士の確保	令和2年度からは、私立幼稚園2園、私立こども9園、公立幼稚園8園、公立こども園4園にて事業を実施した。さらに計画期間内における事業実施園の拡大と保護者のニーズに対応できるよう保育士の確保に努めた。	A
			②一般型保育士の確保	家庭で子どもを保育している保護者の負担軽減を図るため一時預かり事業を実施した。	
	20	(9) 延長保育事業	保育士の確保	公立17園で延長保育を実施し、私立18園に対して延長保育事業を委託した。	B
			保護者のニーズに応じた事業運営の検討	公立17園で延長保育を実施し、私立18園に対して延長保育事業を委託した。	

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価	
7 地域子ども・子育て支援事業の充実	21	(10) 病児・病後児保育事業	<p>■病後児対応型 早期の再開を目指すための検討と病児対応型の導入</p> <p>■体調不良児対応型 新たに取り組む施設への支援</p>	<p>病後児対応型については利用実績が極端に少ないことから令和5年度をもって事業を廃止した。病児対応型については令和2年度に企業主導型保育施設1園で病児保育室を開所、令和5年度に私立認定こども園と医療機関それぞれ1施設に対し事業を委託した。</p> <p>保育中に体調不良となった児童について、保護者が迎えに来るまでの間に児童を看護する看護師を配置するため、私立認定こども園2園に対し体調不良児保育事業を委託した。</p>	B
		(11) 放課後児童クラブ【放課後児童健全育成事業】	必要に応じた施設の改修計画等の検討	【確保に向けての対応策】 施設整備や余裕教室の活用など、様々な手法により施設整備を実施するとともに、必要な施設改修を行っており、全施設が基準に適合している。	
	放課後児童クラブが設置されていない小学校区においての子どもたちの安全・安心な居場所づくり		【確保に向けての対応策】 放課後児童クラブが設置されていない学区で、隣接する学区の放課後児童クラブが、長期休業中に余裕教室を使用して事業を実施するなどの取り組みに対して支援するなどし、子供たちの安全安心な居場所づくりを推進した。		
	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携と実施状況や課題共有による課題解決等		【放課後児童対策の充実】 放課後子ども教室を実施する学区の放課後児童クラブが、放課後こども教室と連携するため、情報提供などを行った。		
	事業運営を行う団体等への財政支援等		【放課後児童対策の充実】 放課後児童健全育成事業実施団体に対し、必要な財政支援を行った。		
	研修会の充実		【放課後児童対策の充実】 県や県児童館・放課後児童クラブ協議会などが実施する研修について、適宜情報提供を行い、支援員の資質向上の機会確保に努めた		
	23	(12) 実費徴収に係る補給給付を行う事業	給食費及び教材費・行事費等の実費徴収額についての補助の実施	保育所、幼稚園等を利用する低所得世帯に対し、実費徴収された給食費および教材費・行事費の一部を補給給付した。	B
	24	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	保護者への支援と必要に応じた事業導入の検討	少子化により地域の保育需要が既存の体制で概ね満たされている状況にあり、令和元年度以降新規参入事業者はなかった。	B

## 第2節 子育てを支える仕組みづくり

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価
1 相談支援の充実	25	切れ目のない支援	子育て世帯に対し、母子健康相談事業や妊娠出産包括支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など妊娠期から子育て期にわたる相談及び切れ目のない支援を行い、子育てに対する不安解消に努めた。	A
	26	子育て支援総合窓口	令和6年度にこども家庭センターの機能を備えた「一関市こどもセンター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたり、ワンストップで相談に対応した。	B
2 母子保健の充実	27	相談体制の充実	令和6年度にこども家庭センター機能を備えた「一関こどもセンター」を設置し、母子保健分野と児童福祉分野の連携を図り、困りごとなどの相談対応の体制を強化した。	B
	28	子ども・母親の健康保持のための事業継続実施	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査等の各種健康診査や保健指導、乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）のほか、医療機関と連携し、こどもと母親の健康の保持増進を図った。	A
	29	産後ケアの推進	母親の身体的回復と心理的な安定を図るため、助産師が心身のケアや授乳指導、育児指導などの支援を行った。令和5年度より利用料を無料、令和6年度よりアウトリーチ型に加えデイサービス型（半日）の開始や利用回数を増やし、産婦の心身や育児負担の軽減を図った。	A
3 経済的負担の軽減	30	経済的負担の軽減	妊婦・産婦健康診査事業や妊産婦医療費助成事業、不妊治療費助成事業を実施し、出産準備期からの経済的負担の軽減を行うとともに、3歳からの幼児教育・保育の無償化、0歳から2歳の教育・保育施設の保育料の軽減、第3子以降の保育料無料化、高校生までの医療費無料化を実施した。	A
4 地域で支える仕組みづくり	31	関係機関の連携強化	民生児童委員定例会議や子ども・子育て会議、自立支援協議会こども部会などで意見・情報交換を行った。	B
	32	子育てサロンの支援	子育て支援ひろば利用者を中心に周知活動を行った結果、自主的に子育てサロンを立ち上げる動きが見られ、団体数も微増した。	A
	33	子どもの安全・安心の確保	各施設において、通園・通所時の防犯対策、交通安全の確保について、地域と協力し取り組んだ。	B

### 第3節 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価
1 多様な就労の実現	34	多様な保育ニーズへの対応	以前から実施している延長保育事業・一時預かり事業のほか、多様化する保育ニーズに対応するため休日保育事業・病児保育事業・医療的ケア児保育事業の実施設を拡充し、子育て支援の充実に努めた。	A
	35	職場環境づくり促進のための事業所への周知・啓発	事業所に対して、休暇制度の周知やセミナーを開催することで、働きやすい職場環境づくりを促進した。	B
	36	女性の再雇用支援	主な相談先は公共職業安定所が多く、関係機関と情報共有を図り、連携した相談窓口対応を行っている。	B
2 仕事と子育ての両立の推進	37	仕事と子育ての両立に関する講座や相談、指導	仕事と子育ての両立ができるよう、子育て中の就労者に対し、子育て支援の各種制度の情報提供を行った。	B
	38	放課後の居場所づくり	国で策定した「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、両親の就業等により下校後に保護者が不在となる児童の健全な育成を図るため、教育委員会等と福祉部局との連携の下、安全・安心な放課後の居場所づくりを計画的に進めた。	B

第4節 要保護児童等への対応と取組の推進

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価
1 児童虐待防止対策等の充実	39	関係機関との連絡調整緊密化	こどもの養育環境に問題を抱える家庭を把握した際は、支援内容の方向性を保持するため、家庭児童相談室、庁内関係課、児童相談所及び学校等の関係機関と連絡調整を密に図った。	B
	40	地域で支える環境づくり	子どもの健やかな成長を地域で支えることができるような環境づくりのため、民生委員・児童委員のほか地域住民によるこどもの見守りへの協力を得ることができた。	B
	41	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実、再発防止	家庭児童相談室の拠点の集約及び職員体制の強化を図り様々な相談に対応したほか、一関市要保護児童対策地域協議会の実施により児童相談所等の各関係機関とも連携し、児童虐待の未然防止に努めるとともに事案発生時は早期に対応した。	B
	42	里親支援の拡充	家庭的な養育環境を充実するため、岩手県と連携し、里親制度説明会やパネル展示を実施し、制度の理解促進を図った。	B
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	43	相談支援体制の充実と情報提供	ひとり親家庭の実情を丁寧に聞き取り、必要としている支援制度等について情報提供を行った。	B
	44	経済的支援等の自立支援の実施	ひとり親家庭等が安定した生活を送れるよう、経済的支援につながる各種施策の実施に努めた。 関係機関と連携し、各種給付金等事業の活用により就業に必要な技能や資格取得を促し、経済的自立に向けた支援を行った。	B
3 障がい児施策の充実	45		支援が必要な乳幼児を早期に発見し、適切な支援を行うため、乳幼児健康診査等において支援を必要とする乳幼児を把握し、医師、臨床心理士、言語聴覚士による発達支援相談を実施した。	B
	46	発達支援相談の充実	療育施設と連携しながら、幼児期特別支援コーディネーター、保健師及び保育士による巡回相談を市内全保育施設等で実施し障がい児への理解を促したほか、保育者を対象にスーパーバイズ事業を行い支援を必要とするこどもの関わり方についてのノウハウを助言指導した。	B
	47	保護者の交流の場の拡大	保護者の交流の場を拡大するため、発達支援教室やペアレントトレーニングを開催し、保護者同士の情報交換をする場を提供した。	B
	48	切れ目のない支援の実施	一関地区障害者地域自立支援協議会と連携し、市が協議会の一員として活動し、特にこども部会では地域課題について共通理解を深め、課題解決に向けた取組を実施した。 幼児期特別支援コーディネーターを中心に就学に向けた検査や相談を行うとともに、就学への移行が円滑に進むよう教育委員会とも連携しながら切れ目のない支援を行った。 一関市児童発達支援事業所（かるがも教室）をはじめとする児童発達支援事業所と連携し、一人ひとりの希望に応じた支援を行えるよう支援ネットワークの構築に努め、希望する支援につながるよう調整を行った。 ライフステージに応じた支援を行うため、庁内関係課のほか関係機関とも連携しながら妊娠期から学齢期までの総合的な支援を行ったほか、成人期に移行する場合においても関係部署や関係機関へ情報提供を行うなどして、切れ目のない支援に努めた。	B

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価
4 特別な配慮を要する子どもへの配慮	49	施設との意思疎通	外国につながる子どもやその保護者に対して、施設と円滑に意思疎通が図られるよう、保育・教育施設との情報交換を行うほか、市の窓口では外国語を話す来所者に対し、タブレットの翻訳機能や、電話通訳者による対応を配備した。	B
	50	医療機関・関連機関等との連携による環境整備	医療的ケア児については、医療機関や関係機関・施設等と連携し、受入れ態勢を確保するため、福祉課及び子ども家庭課に医療的ケア児等コーディネーターを配置したほか、一部の保育施設等では受入れ態勢が整備された。	B

## 第5節 要保護児童等への対応と取組の推進

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価
1 社会的孤立の防止	51	総合的な相談支援事業の推進	「生活困窮者自立相談支援窓口」を一関市社会福祉協議会に設置し、福祉課の生活保護面接相談員とともに、生活困窮者に寄り添った対応を行った。関係機関等で構成する支援調整会議を毎月実施し、より実践的な支援を図れるようになった。	B
	52	新たな居場所づくりの施策や事業の検討	放課後子ども教室の実施により、児童の安全安心な活動拠点として、遊び・体験・交流・学習等の機会を提供すると共に、放課後児童健全育成事業の実施により、両親の就業等により放課後の保育に欠ける児童に対し、安心安全な居場所を提供した。	B
	53	各ライフステージに即した切れ目ない支援	助産師が家庭を訪問して行う産後ケア事業をはじめ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行った。また、小中学生を対象に思春期保健講演会を実施した。	A
2 支援情報の確実な提供	54	子育て世帯への経済的支援	市広報、市ホームページ、プレスリリース、公式SNSなどを通じ、保育料の軽減や児童扶養手当の支給、給食費・教材費・行事費等の実費徴収補給付事業、小中学生の学用品費や給食費等の就学援助、奨学金の貸付、医療費助成等の各制度について、対象児童・生徒へ周知を行い、子育て世帯への経済的支援を行った。	B
	55	生活保護受給世帯への支援	教育扶助や生活扶助、進学準備金等の給付により生活保護受給世帯への支援のため、中高生向けしおり「HOPE」を作成し、子育て世帯が利用できる保護制度や奨学金制度について支援や助言を行った。こどもの進路の決定に関わる時期から訪問回数を増やすなど、子育て世帯と接触する機会を増やした。	B
	56	子育て短期支援事業の実施	家庭での養育が一時的に困難となった世帯に対し、実施施設と連携を図り、適時適切に支援することができた。	B
	57	ひとり親家庭を中心とした就労支援	関係機関と連携し、各種給付金等事業の活用により就業に必要な技能や資格取得を促し、経済的自立に向けた支援を行った。	B

## 第5節 本市の課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第二期計画の施策進捗評価結果を受けて、次の6つを主な課題と捉え、これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

### 課題1 こどもや子育て家庭への切れ目のない支援と相談体制の充実

---

周囲に子育ての協力者がいない保護者の存在が確認できたことから、今後も、各家庭の生活状況やニーズに沿った子育て支援策が必要です。また、親族へこどもを預けることに不安を抱く保護者に対しても、身近な場所で気軽に利用できるサービスを提供する必要があります。

気軽に相談する相手がない保護者に対して、相談先として行政窓口のほか、地域の保育施設等との連携を含め保護者が利用しやすい環境づくりを推進し、育児に負担や不安、孤独感を抱えているすべての保護者を支える仕組みを構築する必要があります。

### 課題2 多様な保育ニーズへの的確な対応

---

共働き世帯、就労する保護者の増加とともに、教育・保育事業の利用も増加しています。こどもの病気のほか、子育て中の突発的事態への対応や親のリフレッシュのために、病児保育や一時預かりを含む多様な保育サービスを安心して利用できること、また、就園していないこどもに対しては、他のこどもと交流する機会を提供するなど、多様な保育・教育ニーズに対応するための提供体制の確保や保護者に寄り添ったサービスを提供する必要があります。

### 課題3 子育てと仕事を両立しやすい環境づくり

---

保護者の就労状況について、特に母親のフルタイム就労の割合が増加しているほか、現在就労していない方については、未子の年齢に合わせてフルタイムやパートタイムでの就労を希望する割合が高くなっており、こどもの成長に合わせ、育児と両立しやすい多様な就労形態を実現できる環境整備が重要です。

育児休業の利用が増加している一方で、職場に育児休業を利用しづらい雰囲気があったり、収入減になったりといった理由で、利用していない、または利用できていない方が多くいました。また、経年でみると育児休業の取得率は母親・父親ともに増加していますが、父親では依然として8割以上が育児休業を取得していない状況です。父親の育児参加推進と育児休業取得率向上のために、公的支援制度の周知・普及を図るとともに、育児に対する社会の意識改革や育休を取得しやすい職場環境の整備が求められます。

## 課題4 地域で安心して過ごせるこどもの居場所づくりの拡充

---

安心して過ごせる居場所について、「家庭」や「学校」と回答したこどもの割合は、年齢とともに減少する傾向がみられました。こども食堂など、こどもたちが安心して過ごせる居場所の選択肢を、こどもが利用しやすい地域内で提供できる体制を整備する必要があります。

核家族化等により地域とのつながりが希薄になっている現在、家や学校以外でこどもが安心して過ごすことができ、様々な世代とつながることのできる居場所づくりが重要です。地域行事や文化的体験の機会、多世代交流の場、公園や遊び場などの環境を整備することにより、こどもや子育て世帯が安心して交流できるような地域コミュニティを高めることが求められます。

また、低学年のこどもの放課後の居場所としては、保護者の多くが放課後児童クラブの利用を希望しています。就労している保護者が増加し、こどもを安心して預けられる場所のニーズは高くなっています。生活状況やこどもの年齢によって保護者のニーズは変化するため、こどもの成長につながる事業と、そのための人材確保など受け入れ体制の充実が求められます。

## 課題5 経済的困窮がもたらす様々な影響を踏まえた対応

---

アンケート調査結果によって、収入階層が低い世帯では、こどもの生活習慣や進学希望に格差があること、自己肯定感が低いこと、保護者の精神状態等への影響が確認されました。経済的な支援に関する施策の充実のもとより、こどもの生活や学習習慣の定着や食事提供も可能な居場所づくりが重要です。こどもたちが、家庭や学校だけではなく、地域で出会う人との関わりを通して多様な価値観や生き方に触れることにより、自己肯定感の向上につながると考えられます。

また、経済的困窮と合わせて精神的不調を抱えている保護者に対しては、経済的支援・相談支援の充実を図るとともに、保護者同士が交流できる居場所づくりなど、子育てしながら安心して生活するための支援を進めることが重要です。

## 課題6 困難を抱えるこども・若者へ向けた支援

---

貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、障害、医療的ケア、外国籍等のこども、ヤングケアラーなど、こども・若者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。

それぞれが抱える課題や悩みに寄り添った支援を受けられる体制を構築するとともに、周囲の人が気づき・支えることができるよう関係機関が連携し、行政だけでなく地域や民間事業者が協力しながら、相談支援体制の充実を進める必要があります。

また、悩みや心配ごとを「誰にも相談できない・したくない」と回答したこどもの割合が、年齢とともに上昇する傾向がみられました。困難を抱えるこども・若者の早期発見・早期対応が必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

こども基本法（令和5年4月施行）において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者をいう」とされ、年齢によって必要なサポートが途切れないよう支えることが示されました。また、こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

このように、次代の社会を担う全てのこどもが、自立した個人として等しく健やかに成長することができるように、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行うなど地域全体でこどもを支え、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができるまちを目指し、下記の通り基本理念を定めます。

案① こどもの笑顔と 夢いきる 未来つながる いちのせき

案② すべてのこどもが輝く こども主役の未来へ 安心の輪を広げよう いちのせき

案③ 「こんなこといいな」をやってみたい こども わくわく 大きくなあれ いちのせき

### 第2節 基本目標

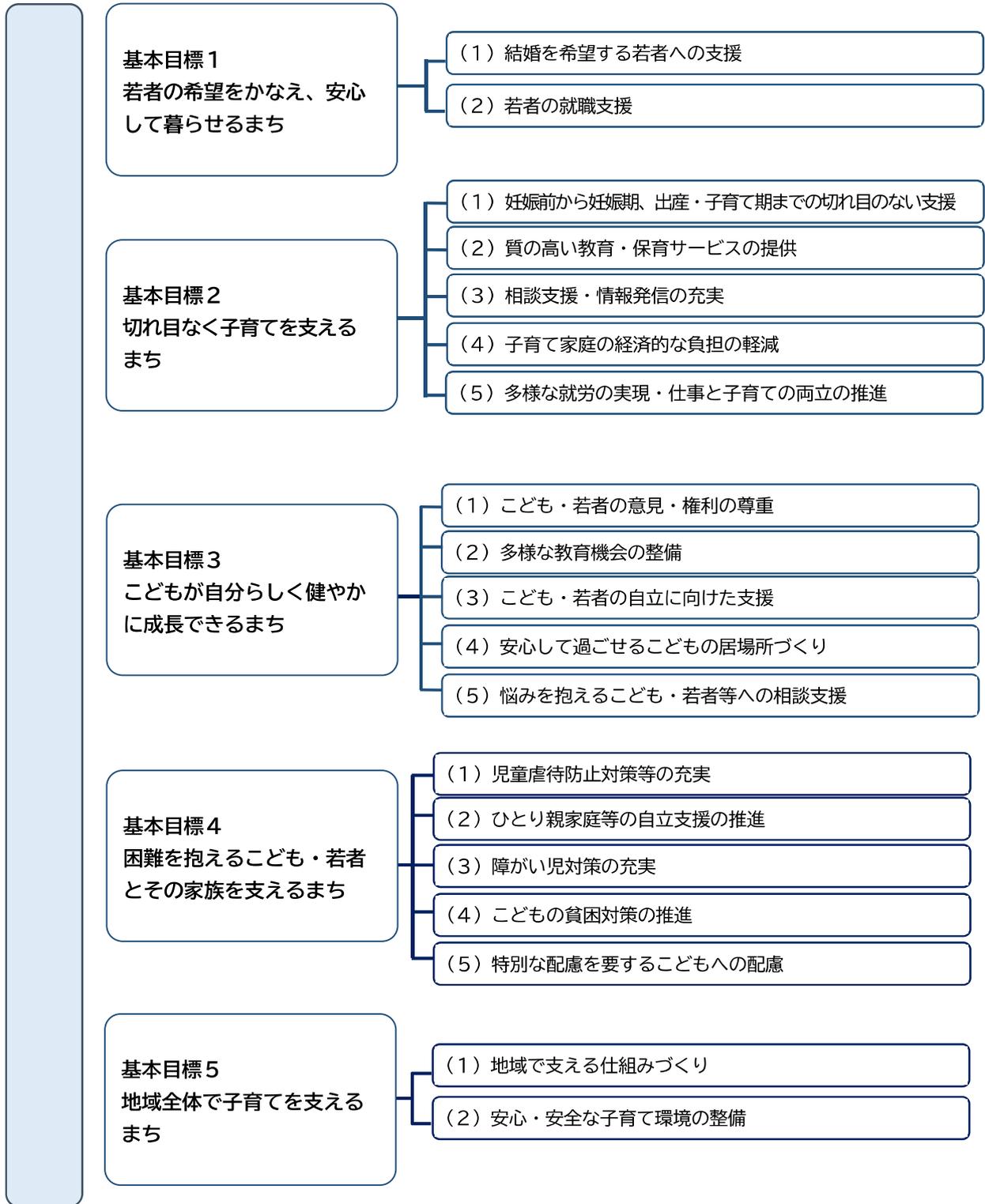
基本目標1	若者の希望をかなえ、安心して暮らせるまち
基本目標2	切れ目なく子育てを支えるまち
基本目標3	こどもが自分らしく健やかに成長できるまち
基本目標4	困難を抱えるこども・若者とその家族を支えるまち
基本目標5	地域全体で子育てを支えるまち

### 第3節 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 若者の希望をかなえ、安心して暮らせるまち

#### 施策の方向（1） 結婚を希望する若者への支援

結婚を望む若者が希望を実現することができるよう、結婚等に関する支援や情報発信に努めるとともに、安心して結婚生活をスタートできるよう各種支援制度を整備します。

##### 【主な事業・取組み】

事業名	事業概要
いきいき岩手結婚サポートセンター等入会登録料助成金	広域的な出会いの場を創出し独身男女の結婚への支援をするため、公益財団法人いきいき岩手支援財団が運営するいきいき岩手結婚サポートセンター又は宮城県が設置するみやぎ結婚支援センターの入会に要する入会登録料に対し、助成を行います。
結婚新生活支援補助金	婚姻に伴う新生活の開始に係る経済的負担の軽減を図り、地域における人口減少に資するため、新婚世帯を対象に、住居費及び引っ越し費用を補助します。

##### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）
婚姻件数		

## 施策の方向（２） 若者の就職支援

こども・若者の職業観等を養い、職業的自立に必要な能力を身に付けるとともに、キャリア教育および職業教育の充実を通じ、学校から社会へスムーズに移行できるよう支援します。また、移住定住や就職活動、UI ターン等に役立つ情報提供を行います。

### 【主な事業・取組み】

事業名	事業概要
キャリア教育支援事業	若者が自立して社会で活躍していくために、企業や学校と連携し、中学生、高校生、大学生等の職業観を醸成するため、キャリア教育を支援します。
就職に関する情報提供	若者の市内企業への就職意識を高められるよう、市内企業の紹介や就職活動に役立つ情報を就職情報サイトや SNS で発信します。
若者の就業定着支援事業	若者の就業定着を図るため、市内企業の新入社員及び若手社員、人材育成担当者等を対象としたセミナーを開催します。

### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
新規高卒者の管内就職率		

〔その他検討した指標：将来一関市に住みたいと思うこどもの割合〕

**施策の方向（1） 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目のない支援**

妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を充実します。

周囲に協力者や相談相手が少ない子育て世帯のため、育児や家事の支援を行うほか、自分から支援要請が難しい方のため、ポピュレーションアプローチにより、支援を要する子育て家庭の早期発見を強化します。

**【主な事業・取組み】**

事業名	事業概要
不妊治療費助成金	不妊治療（一般不妊治療・生殖補助医療及び男性不妊治療）に対し助成を行います。
妊婦一般健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施します。
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（出産子育て応援交付金併走型支援）	妊娠期の経済的負担を軽減するため、支援給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。
両親学級	妊婦及び家族の妊娠中の不安を和らげ、安心して出産を迎えることができるよう、両親学級を開催します。
産後ケア事業（妊産婦サポート・ケア事業）	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児等の支援を行います。
新生児聴覚検査	生後1か月未満のこどもを対象に、聞こえ（聴覚）の障がいを早期に発見できるよう検査費用を助成します。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
乳児見守り訪問事業	0歳児を子育てしている世帯へ紙おむつを配達しながら乳児と保護者の見守りを行い、支援が必要な家庭の早期発見につなげます。
乳幼児健康診査	乳幼児の病気や障がいの早期発見と健康の保持増進を目的とした健康診査を実施します。
☆5歳児健康診査	こどもの特性を早期に発見し、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、生活習慣や育児に関する保健指導等を行います。
各種予防接種	予防接種法に基づき、乳幼児・児童生徒を対象に定期の予防接種を行います。また、任意の予防接種についても必要に応じて接種費用を助成します。

事業名	事業概要
もぐもぐ離乳食教室	生後5～10 か月までの乳児の保護者や家族を対象に、離乳食に関する正しい知識を学ぶ教室を開催します。
すこやか幼児教室	生後10 か月から1歳6か月までの乳幼児の保護者を対象に、離乳完了に向けて適切な食生活習慣について学び、親子のふれあい遊びを体験する教室を開催します。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児から小学生までのこどもについて預かり等の支援を受けることを希望する人と、当該支援を行う子育てボランティアを会員登録し、会員組織内でのサービスの利用調整を行います。
子育て世帯訪問支援事業	育児・家事等に対して不安や負担を抱える子育て家庭を支援員が訪問し、悩みの傾聴や、育児・家事の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぎます。
子育て短期支援事業	保護者の疾病、入院、就労等の理由により家庭において養育を受けることが困難なこどもについて、児童養護施設において一時的に養育します。

#### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値 (R6)	目標値(R11)
出生数における第2子以降の割合		

## 施策の方向（２） 質の高い教育・保育サービスの提供

保護者が安心して子育てができ、こどもが社会の中で健やかに育まれるよう、個々の保育ニーズに対応した多様で質の高い保育サービスの充実を図ります。

### 【主な事業・取組み】

事業名	事業概要
教育・保育の質の向上	公立幼稚園・保育所の合同研修等の実施により、幼稚園教諭、保育士の交流を推進し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解を深めます。
幼児教育アドバイザー等の活用	教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーが市内の教育・保育施設を訪問し、必要な指導・助言等を行います。
☆乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象に、保護者等の就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。
食育推進事業	栄養教諭などによる食育指導を実施するほか、学校給食では郷土食や地場産食材の提供を行います。
適正な施設規模の確保、保育サービス拡充	少子化が進行する中、こどもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流等を幅広く実施するため、定員の見直しを行い、適正な施設規模を確保します。また、多様化する教育・保育ニーズに的確に対応するため保育サービスを拡充します。
幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携の推進	幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携を進めるため、小学校教諭との意見交換や合同研究を行います。

### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値 (R6)	目標値(R11)
待機児童数		

〔その他検討した指標：認定こども園数、こども誰でも通園制度利用件数、一関市で子育てしたいと思う人の割合〕

### 施策の方向（3） 相談支援・情報発信の充実

不安やストレスを抱える親やその家族が安心して過ごせるよう、相談できる窓口を設置し子育て支援と合わせて親やその家族の支援を行うとともに、子育て関連の情報発信に努めます。また、親同士が気軽に集える機会を設け、こどもへの関わり方を学びながら、子育てに関する情報交換や交流を深めることにより、子育ての不安や孤独感を解消できる環境を整備します。

#### ■主な事業・取組み

事業名	事業概要
こども家庭センター	すべてのこども・子育て家庭を対象に、関係機関と連携しながら、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、母子保健分野、児童福祉分野から一体的な支援を行います。
保育コンシェルジュ	子育て家庭からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。
☆地域子育て相談機関事業	市内の保育施設等に相談機関を設置し、子育て家庭が相談しやすい環境を整えます。
親子関係形成支援事業	講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、保護者がこどもへの関わり方の知識やスキルを習得するとともに、悩みや不安を共有し情報交換できる場を設け、必要な支援を行います。
☆オンライン相談窓口	妊娠出産や育児に関する悩み、こどもの発達や体調管理等に関する心配ごとを、医師などの専門家に24時間オンラインで相談できる体制を整備します。
デジタルこども手帳による健康管理と情報発信	妊娠期から出産期の親の健康記録や、こどもの健診記録を入力することにより、こどもの成長発達のチェックや親子の健康状態を把握することができます。

〔関連事業：乳児等通園支援事業〕

#### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）
子育てに関する相談窓口を知っている人の割合		

〔その他検討した指標：子育て相談件数〕

## 施策の方向（４） 子育て家庭の経済的な負担の軽減

子育て世代の保護者の経済的な負担を軽減し、こどもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、制度周知に努めるとともに子育て家庭への経済的支援を実施します。

### ■主な事業・取組み

事業名	事業概要
児童手当	児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育している方に手当を支給します。
第2子以降の保育料無償化	第2子以降については年齢にかかわらず、保育料を無償化します。
子育て応援在宅育児支援金	保育所等を利用せず、生後8週間を超え3歳未満の第2子以降を養育する世帯に対し、支援金を給付します。
高校生等までの医療費助成	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで、医療機関で支払った医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。
奨学金の貸与	経済的な理由により高等学校等への修学困難な方に学資を貸与します。

### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）
保育料無償となる第2子以降の数		

## 施策の方向（５） 多様な就労の実現・仕事と子育ての両立の推進

働き方が多様化している中で、子育てしながら安心して働くことができる環境を実現するため、仕事と子育ての両立を支援します。

また、仕事と子育ての両立には事業主や地域等、社会全体の理解と協力が不可欠となることから、地域社会が協力し合える子育て環境の意識啓発を行います。

### ■主な事業・取組み

事業名	事業概要
一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行います。
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行います。
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を支援します。また、利用ニーズが高くなっていることから、放課後児童支援員の確保など受け入れ体制の整備やこどもの成長につながる事業を検討します。
事業所への周知・啓発	事業所における育児・介護休業制度、子どもの看護のための休暇制度の普及と活用しやすい職場環境づくりの促進のため、事業所への周知・啓発を行います。
女性等活躍推進事業	女性や若者が活躍できる職場づくりを推進するため、企業が開催する職場で働く職員の相互理解や若手社員のキャリア形成などに関する研修会開催に要する経費を補助します。また、若者等の地元就職・定着及び人材確保を推進するためのセミナーを開催します。

### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
放課後児童クラブ受入可能者数		

〔その他検討した指標：次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」の市内の認定企業数〕

**基本目標3****こどもが自分らしく健やかに成長できるまち****施策の方向（1） こども・若者の意見・権利の尊重**

こども・若者自身が自ら権利を行使する主体であると認識し、こども・若者一人ひとりの意見を尊重するため、意見聴取の機会を設けるとともに、人権尊重に関する周知・啓発活動を行います。

**【主な事業・取組み】**

事業名	事業概要
こども・若者の意見聴取に関する取組	こどもたちから意見や考えを聞き、市のこども施策に反映できるよう、相談、イベント、SNSなどを活用し、こどもの意見表明の機会を設定します。
こども・若者の人権尊重	児童の権利条約の周知・啓発を行います。

**【成果指標（例）】**

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）
寄せられたこども・若者意見の数		

〔その他検討した指標：こども・若者の意見聴取イベント開催件数・参加者数〕

## 施策の方向（２） 多様な教育機会の整備

次代の担い手である子どもたちが、豊かな人間性や思いやりの心を身につけ、心身ともに健やかに成長できるよう、多様な教育環境を整備します。

### 【主な事業・取組み】

事業名	事業概要
思春期保健事業 (プレコンセプション教育)	小中学校において、思春期における心と体の変化について、児童生徒の発達段階に応じた知識を学ぶ機会を設けます。また、思春期保健とあわせて将来のライフプランを考え実現するために、正しい知識を得て日々の生活や健康と向き合えるよう、プレコンセプション教育を行います。
学校用コンピューター整備事業	国で掲げる GIGA スクール構想の実現に向け、小中学校の ICT 環境の整備を推進します。
学校における日本語指導	外国籍児童生徒の日本語能力の実態に合わせ、日本語指導などきめ細かに対応します。
多様な教育機会の確保	教育機会均等法に基づき、適応支援教室（たんぼぼ広場）、学習支援などを行うほか、フリースクールとも連携し、学校または学校以外でも教育を受けられる機会の選択肢を拡充します。

### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）
思春期保健事業実施回数		

### 施策の方向(3) こども・若者の自立に向けた支援

こども・若者が経済的な不安なく、社会の一員になれるよう、企業、学校等の関係機関の協力のもと、若者の自立支援などを行うことにより、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。また、こども・若者自身が社会の一員であることを自覚し、社会への責任や参画意識を持ち、社会に関わることができるような体験や経験の場を整備します。

こども・若者を取り巻く有害環境への対応や非行等の防止活動を推進していくため、地域と連携し、見守りを行います。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業概要
中学生の社会体験学習事業	生徒が働くことの意義や目的を理解するため、授業の一環として実施する社会体験学習事業を支援します。
学校支援活動	地域・家庭が一体となって子どもたちを育てることで、地域と家庭及び子どもたちの学びと成長を支えます。

〔関連事業：少年センター運営事業〕

#### 【成果指標(例)】

成果指標	現状値(R6)	目標値(R11)
将来の夢や目標を持っているこどもの割合		

〔その他検討した指標：中学生の社会体験学習事業における満足度〕

## 施策の方向（４） 安心して過ごせるこどもの居場所づくり

全てのこども・若者が、社会との関わりの中で健やかに成長できるよう、居場所の提供の充実を図るとともに、その成長を見守り支えるための環境を整備します。

### 【主な事業・取組み】

事業名	事業概要
児童育成支援拠点事業 （こども第3の居場所）	家庭や学校以外の第3の居場所を必要とする学齢期以降のこどもを対象に、安心・安全な居場所の提供を行い、生活習慣の形成や体験活動、学習サポートなど必要な支援を行います。
こどもの居場所づくり推進事業 （こども食堂）	こどもの居場所づくりに取り組む団体に経費の一部を助成し、こどもが健やかに成長できる環境を整備します。
放課後こども教室	全てのこどもたちが放課後等に様々な学習や体験・交流ができる機会を保護者や地域住民等による参画を得ながら提供します。

〔関連事業：放課後児童クラブ〕

### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）
こども第3の居場所への支援につながったこどもの割合		

## 施策の方向（５） 悩みを抱えるこども・若者等への相談支援

こどもや若者が学校や家庭、地域の中で悩みを抱えたり、将来への不安を感じたりしたときに、相談ができる体制を整備します。

### 【主な事業・取組み】

事業名	事業概要
こどものための相談窓口の周知	こどもが気軽に相談できる無料・匿名で利用できる相談窓口について広く周知します。
こころの健康相談事業	心の悩みや不安のある方を対象に公認心理士等によるこころの健康相談会を実施します。

### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）
相談したいが、相談相手がいないこどもの割合		

**基本目標4****困難を抱える子ども・若者とその家族を支えるまち****施策の方向（1） 児童虐待防止対策等の充実**

子育て家庭の育児不安や孤立を予防する施策を推進するとともに、虐待リスクのある家庭を早期に発見し支援するために、関係機関が連携して、地域全体で支え合う体制を強化します。

**【主な事業・取組み】**

事業名	事業概要
要保護児童対策協議会	要保護児童の適切な保護や支援を行うため、関係機関で情報の共有や支援方法などの協議を行います。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が必要な子どもやその保護者、また、出産前から支援を行うことが必要な妊婦を対象に、保健師等が家庭を訪問し、相談支援等を行います。
家庭児童相談事業	児童虐待の発生予防や早期発見のため、養育支援が必要な家庭に対して、こども家庭支援員等が相談・助言・指導等を行います。また、こども家庭支援員等の各家庭への対応が的確となるよう研修等を行い、知識の習得と対応力の向上を図ります。

〔関連事業：里親制度の拡充、ヤングケアラー認知度向上のための広報活動〕

**【成果指標（例）】**

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）
児童虐待受理件数		

## 施策の方向（２） ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が自立して生活できるよう国の基本方針及び、岩手県で策定している「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」等に基づき、相談体制の充実、就業支援の推進を図ります。

### 【主な事業・取組み】

事業名	事業概要
自立支援教育訓練給付事業	母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に必要な技術や資格を取得するため教育訓練講座を修了した場合に給付金を支給します。
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母または父子家庭の父が、資格を取得するために養成機関で修業する場合及び修了した場合に給付金を支給します。
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びそのこどもが、高卒認定試験の合格を目指して講座を受け修了した場合に、受講費用の一部を支給します。

### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）
自立支援教育訓練給付件数		

### 施策の方向（3） 障がい児支援の充実

障がいの有無に関わらず、教育・保育を受けられる環境を整備するとともに、障がいのあることもや、支援を必要とするこどもとその家族が、安心して生活を送ることができるよう、成長に応じて切れ目なく支援できる体制の充実を図ります。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業概要
発達支援相談の充実	支援の必要な乳幼児を早期に発見し、適切な療育を行います。 専門職の保育所等への訪問により、保育士等の障がい児理解、保育技術の向上を図るとともに、支援を必要とするこどもが集団生活に適応するための専門的な助言・指導を行います。
発達支援教室事業	言葉の遅れや発達の心配のある就学前のこどもと保護者を対象に、遊びなどの活動を通してこどもの心身の発達を支援するとともに、必要に応じて助言・指導を行います。
児童発達支援事業等との連携	療育関係機関と連携し、一人ひとりの希望に応じた支援を行います。
特別支援教育推進事業	特別支援コーディネーターや保健師、教育委員会が連携し、教育・保育施設を巡回あるいは個別に、発達や就学にかかる相談を行い、適切な支援環境について本人や保護者に情報を提供するとともに、保護者、学校など関係機関が共通理解できるよう支援します。
育成医療給付費	身体の障害について、確実な治療効果が期待できる児童を対象に、生活の能力を得るために必要な医療費を支給します。
一関地区障害者地域自立支援協議会との連携	一関地区障害者地域自立支援協議会と連携し、支援体制の強化を図ります。

〔関連事業：医療的ケア児の相談窓口の設置〕

#### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）
発達支援相談の利用者満足度		

## 施策の方向（４） こどもの貧困対策の推進

生活の経済面に困難を抱えるこどもや家庭の実態把握に努めるとともに、教育支援、生活支援、経済的支援、保護者に対する就労の支援など、多様な支援を推進します。また、貧困に関する悩みを抱えるこどもや保護者が、悩みを話せる窓口の周知・啓発を図り、関係機関が相互に連携し、こどもの貧困を解消する取り組みを推進します。

すべてのこどもが自身の生まれ育った環境にとらわれることなく、夢や希望を持つことができる社会を実現するため、教育や体験の格差が生じることがないように支援します。

### 【主な事業・取組み】

事業名	事業概要
生活困窮者自立支援相談支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方が、社会的孤立に至らないよう、本人とともに自立に向けた生活の改善を図ります。
修学支援・生活支援	教育扶助や生活扶助、進学準備金等を給付し、要保護世帯・要支援世帯を支援します。

### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）
生活困窮者自立支援相談件数		

## 施策の方向（５） 特別な配慮を要するこどもへの配慮

子育てをめぐる環境は多様化しており、海外にルーツを持つ、いわゆる外国につながるこどもとその保護者や、日常的に医療的処置が必要とされる医療的ケア児に対して、必要な支援を行います。

また、ヤングケアラーについて地域の理解を深めるとともに、ヤングケアラーの存在に気づき、必要な支援につなげていくことや、相談窓口の周知を行います。

### 【主な事業・取組み】

事業名	事業概要
外国人用の窓口利用サービスの周知	外国につながるこどもやその保護者を対象に、気軽に窓口利用ができる体制を整備し、その周知に努めます。
多文化共生の啓発・環境整備	市民を主体とする多様な国際交流、多文化共生事業を展開することにより、市民の国際化意識を醸成し、国際理解を深め、多文化共生社会の形成を図ります。 日本語教室の開催、外国語表記や、やさしい日本語での情報提供を図るなど、外国人が住みやすい環境を整備します。
養育医療給付費	身体の発育が未熟な状態で生まれたこどもが入院治療をする場合に、その医療費を給付します。
☆医療的ケア児の相談窓口の設置	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケアを日常的に必要とするこどもとその家族の相談に応じる窓口を設置します。
里親制度の周知	岩手県と連携し里親委託を推進するとともに、里親制度の理解促進に向けた普及啓発を強化します。
☆ヤングケアラー認知度向上のための広報啓発	市民が分かりやすく、関心を持つような広報・啓発活動を行います。

### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）
ヤングケアラーに該当するこどもの割合		

〔その他検討した指標：医療的ケア児の相談件数、医療的ケア児等に関するコーディネーター有資格者数〕

## 基本目標5 地域全体で子育てを支えるまち

### 施策の方向(1) 地域で支える仕組みづくり

地域の人たちが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、教育・保育施設において地域行事への参加、文化伝承活動を取り入れながら、地域ぐるみで子育てに関する意識の啓発に努めます。また、子育て家庭の地域行事等への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報を提供します。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
子育てサロンの支援	地域住民が主体となり、就学前の子育て家庭の育児不安の解消や、参加者が互いに交流し、仲間づくりを行う場を提供します。
☆地域食堂(みんなの食堂)事業	地域のつながり拠点としての居場所づくりと、年代や国籍を問わずすべての人が世代を超えて交流できる場を提供します。

〔関連事業：放課後こども教室〕

#### 【成果指標(例)】

成果指標	現状値(R6)	目標値(R11)
地域子育て支援拠点事業(子育て支援ひろば等)の利用人数		

〔その他検討した指標：みんなの食堂参加人数〕

## 施策の方向（２） 安心・安全な子育て環境の整備

こどもや子育て家庭はもとより、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できる環境の形成に向け、犯罪や事故の発生防止を図るとともに、安全かつ快適に過ごせるよう、こどもの遊び場や公園、道路環境や公共施設等の充実を図ります。

### 【主な事業・取組み】

事業名	事業概要
こどもの遊び場づくり	市内でこども連れで安心して遊べる場所の情報を提供するとともに、季節や天候によらず安全に遊べる場所の充実を図ります。
交通安全教室	未就学児童及び小・中学校児童生徒を対象に、交通事故防止を目的として、交通安全についての正しい知識を提供するため、交通教育指導員が、交通安全講話や実技訓練等を実施します。
少年センター運営事業	少年非行の早期発見、早期指導の拠点となる少年センターにおいて地域活動（街頭指導）を実施します。

### 【成果指標（例）】

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）
市内の公園または遊び場の数		

〔その他検討した指標：少年指導員街頭指導活動回数〕

## 第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量

本計画は、子ども・子育て支援事業計画を包含した計画です。子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援新制度で定められた「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の体制の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭への必要な支援について、市全体で取り組んでいきます。

### (1) 量の見込みを算出する項目及び教育・保育の提供区域の設定

下記の事業については、子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行います。また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業が必要とされる需給量を分析し今後の提供方策を考えていくうえで、事業の内容や地域性等を考慮し、以下のとおり提供区域を設定しました。

分類	事業名	区域
保育・教育	教育・保育施設	2区域
	地域型保育事業	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	市全域
	② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援ひろば事業・おやこ広場事業）	
	③ 妊婦健康診査	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
	⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業	
	⑥ 子育て短期支援事業	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	2区域
	⑧ 一時預かり事業	
	⑨ 延長保育事業	
	⑩ 病児保育事業	
	⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	8区域
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
	⑭（新規）子育て世帯訪問支援事業	
	⑮（新規）児童育成支援拠点事業	
	⑯（新規）親子関係形成支援事業	
	⑰（新規）妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	
	⑱（新規）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	⑲（新規）産後ケア事業（妊産婦サポート・ケア事業）	

## (2) 教育・保育の区分の設定

### ①施設型給付・地域型保育給付の認定区分

子ども・子育て支援新制度では、3つの区分の認定に応じて施設等の利用先が決まります。

区分	対象		該当する施設等
1号認定子ども	3～5歳	教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定子ども	3～5歳	保育を必要とし、保育所等での保育を希望する場合（共働き家庭等）	保育所・認定こども園
3号認定子ども	0～2歳	保育を必要とし、保育所等での保育を希望する場合（共働き家庭等）	保育所・認定こども園・地域型保育事業

### ②施設等利用給付の認定区分（新認定区分）

3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、令和元年10月から幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設等において幼児教育・保育の無償化を実施しています。施設等利用給付とは、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに創設された給付制度です。無償化による給付を受けるためには、新2号又は新3号認定を受ける必要があります。

区分	対象	該当する施設等
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園・特別支援学校等
新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保育を必要とするもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保育を必要とするものうち、保護者および同一世帯員が市町村民税非課税者であるもの	

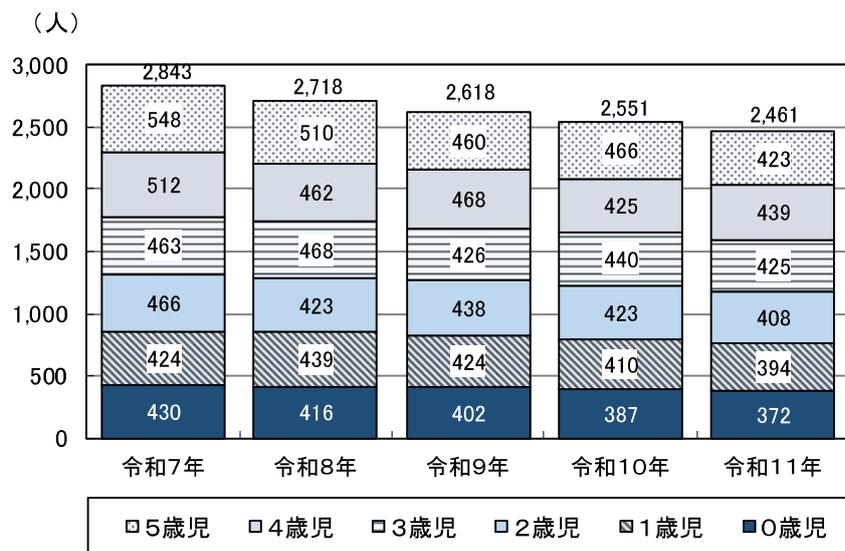
また、幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、国が定める運営基準に適合していることの市町村の確認が必要となります。確認を受けた施設に対して、市は運営状況や無償化事務の指導監督を行うこととされており、県と連携しながら適切な実施を図ります。

### (3) 教育・保育の量の見込み

計画期間における人口推計及び幼児期の学校教育・保育の量の見込み、量の見込みの確保の方策を以下のとおりとします。

学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計にあたっては、就学前児童及び就学児の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引きの手順に沿って算出しつつ、推計値と実績の乖離が大きい項目については、実績等に基づき「量の見込み」としました。

#### ■ 0～5歳児の人口推計



資料：コーホート変化率法による人口推計（各年3月31日現在）

## 第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制と進行管理

#### (1) こども・若者の社会参画・意見反映

全てのこども・若者が、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に関係する全ての事項についての意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保するとともに、こども・若者の意見を反映し、その意見がどのように扱われ、検討され、どのような結果となったかについてフィードバックを行います。

#### (2) 計画の推進体制

本市では、本計画に基づき適切に事業を実施することで、こども政策を総合的に推進していきます。また、職員一人ひとりがこどもの権利についての理解を深め、こどもの声を聴いて施策を進める意識を高めることができるよう、様々な職種や職層を対象としたこどもの権利に関する研修を実施するなど、市全体でこどもの権利を基盤にした取組を推進します。

#### (3) 計画の検証・評価・見直し

本計画に掲げる目標や計画に基づき実施された事業については、根拠に基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく（EBPM：Evidence Based Policy Making）の考え方にに基づきながら、定期的な進行管理、評価、見直しを行っていきます。

目標の達成状況や改善効果を確認するために、令和11年度には最終評価を実施し、施策ごとに設定した指標（数値目標）により取り組み状況を評価し、その後取り組むべき課題について明らかにします。

最終評価のほかにも、年度ごとにEBPMサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。

### 第2節 こどもまんなか社会の実現に向けた各主体の役割と地域の連携

こどもの育ちを地域全体で支え、こどもの権利を保障するまちなしていくためには、行政の力だけでなく、地域や関係機関等との連携・協働が不可欠です。地域の子育て支援団体、NPO法人、企業などと協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるため、ネットワークを構築していきます。また、「子どもの権利に関する条例」の理解促進を図るとともに、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域が一体となってこどもまんなか社会を推進していきます。